

# 「山口県たばこ対策推進実態調査」

## 報告書

令和6年1月

山口県健康福祉部



## はじめに

喫煙は、がんや心疾患、脳血管疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD）など多くの生活習慣病と深く関連し、喫煙者本人のみならず、受動喫煙により間接的に煙を吸い込む周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことから、県民の健康寿命の延伸に向け、たばこ対策は重要な課題です。

このため、県では、新たな県政運営の指針である「やまぐち未来維新プラン」の「生涯を通じた健康づくり推進プロジェクト」において、たばこ対策の推進を重点施策と位置づけるとともに、「山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）」に基づき、「受動喫煙防止」、「喫煙防止」、「禁煙支援」を三つの柱として、積極的な取組を図ることとしています。

「山口県たばこ対策推進実態調査」は、本県のたばこ対策の浸透度・定着度などの実態を把握するため、平成10年度から5年ごとに実施している調査であり、このたび、近年のたばこ形態の多様化に伴い「加熱式たばこ」に関する項目を追加し、実施いたしました。

本報告書は、その結果をまとめたものであり、たばこ対策の推進のために広く関係方面の方々に活用していただければ幸いです。

終わりに、本調査の実施に御協力をいただきました皆様に対しまして、深く感謝いたしますとともに、県では、今後ともたばこ対策に積極的に取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和6年1月

山口県健康福祉部健康増進課長 菊池実代

# 目 次

I	調査の概要	1
II	調査結果	5
1	回答施設の状況	6
2	調査結果の概要（全体）	7
3	調査結果の概要（施設別）	15
4	調査結果の概要（年度別推移 H10・H15・H20・H25・H30・R05）	26
5	数値表	32
6	その他の回答	51
III	調査票	55

# I 調査の概要

# I 調査の概要

## 1 目的

平成30年度に「たばこ対策推進実態調査」を実施して5年が経過したことを踏まえ、県下におけるたばこ対策の浸透度・定着度等を把握し、今後のたばこ対策推進のための基礎資料とする。

## 2 調査実施機関

公益財団法人山口県健康福祉財団 山口県健康づくりセンター

## 3 調査対象

県内の事業所及び公共施設等3,018<sup>\*1</sup>施設（抽出）を対象とした。

## 4 調査内容

別紙調査票のとおり

## 5 調査方法

オンライン調査

- ・調査依頼書にWeb上のアンケートフォームのURL、二次元コードを記載し、対象施設に郵送。
- ・回答はWebのアンケートフォームによるオンライン回答を基本とする。

## 6 調査時期

令和5年6月～7月

## 7 調査結果の集計・分析

公益財団法人山口県健康福祉財団 山口県健康づくりセンターが、調査結果の集計及び分析を行った。

※1 (調査対象施設の分類及び調査施設数)

No.	施設分類	施設の例	調査施設数
1	保健医療福祉施設	病院、診療所、歯科診療所、保健センター等	356
2	官公庁	国・県の機関、市町役場、警察署等	222
3	教育機関	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、各種学校等	593
4	公民館・図書館等	公民館、図書館、美術館、博物館、屋内体育館等	534
5	金融機関	銀行、郵便局、証券会社、金融業等	202
6	交通機関	J R、バス、タクシー、船舶、航空等	59
7	店舗・娯楽施設	宿泊施設、飲食店、娯楽施設、小売店	761
8	上記以外の事業所	製造、卸売、建築、運輸、通信、保険、サービス、不動産、農協等	291
計			3,018





## Ⅱ 調査結果

# 1 回答施設の状況

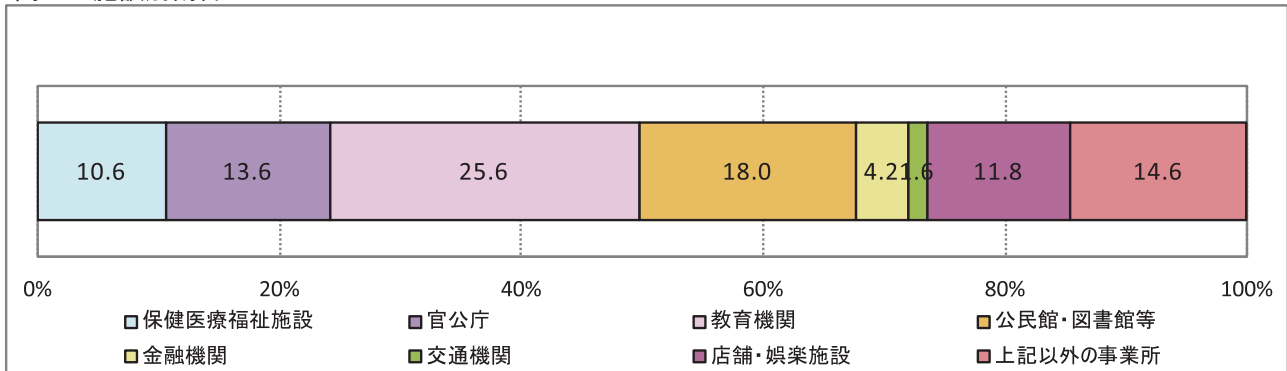
## (1) 回収率

- ・ 総調査件数 3,018件
- ・ 回答数 1,166件
- ・ 回収率 38.6%

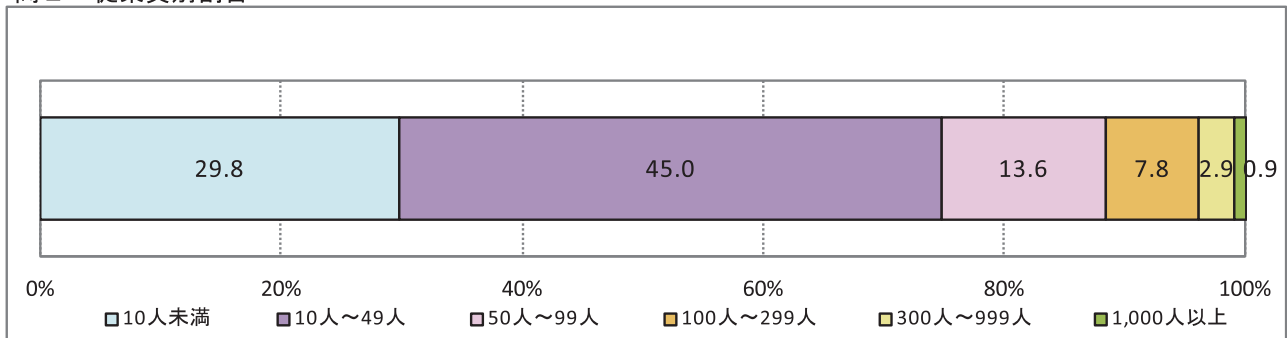
## (2) 回答施設の状況

- ・ 施設別割合では、「教育機関 (25.6%)」が最も高く、次いで「公民館・図書館等 (18.0%)」であった。「官公庁 (13.6%)」を加え、回答施設の約6割が公的機関であった。
- ・ 従業員別割合は、「10人～49人 (45.0%)」が最も高く、次いで「10人未満 (29.8%)」で、7割の施設が50人未満の施設であった。
- ・ 男女別割合では、「6割以上が女性の施設 (6割以上が女性+ほぼ全員女性)」が4割であった。一方で、「6割以上が男性の施設 (6割以上が男性+ほぼ全員男性)」が3割であった。

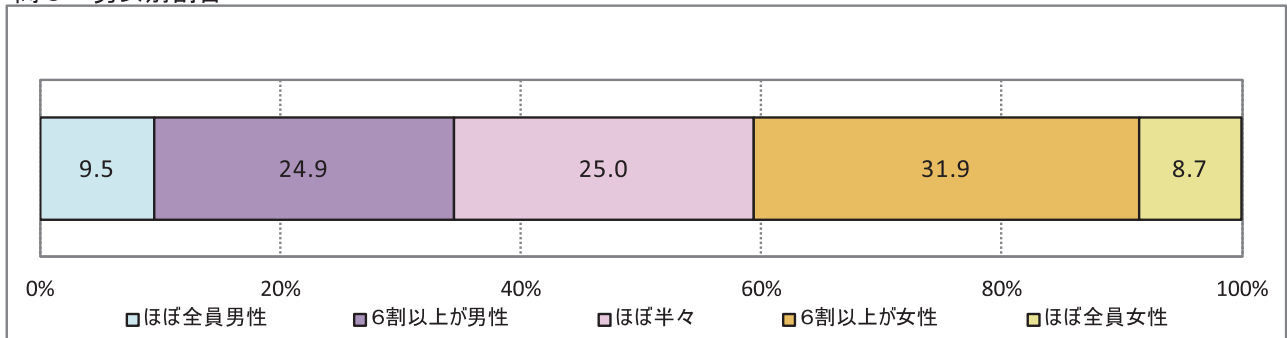
問1 施設別割合



問2 従業員別割合



問3 男女別割合

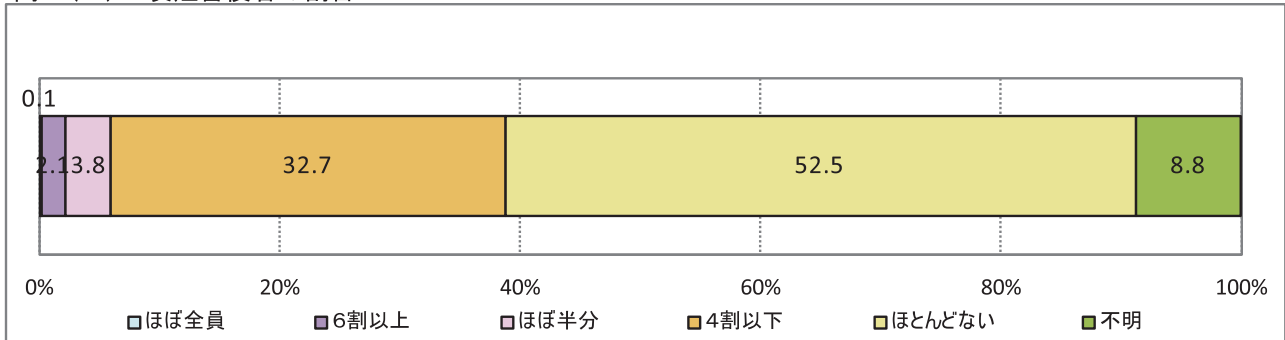


## 2 調査結果の概要（全体）

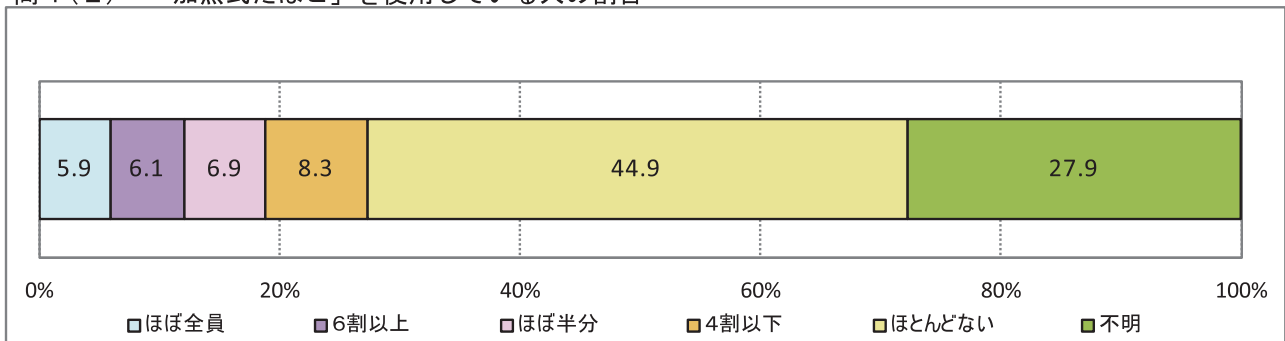
### （1）喫煙習慣者の割合

- ・喫煙習慣者が、「4割以下」又は「ほとんどない」と回答した施設をあわせて85.2%であった。
- ・「加熱式たばこ」を使用している人の割合は、「ほとんどない」（44.9%）が最も高く、次いで「不明（27.9%）」であった。

問4（1） 喫煙習慣者の割合



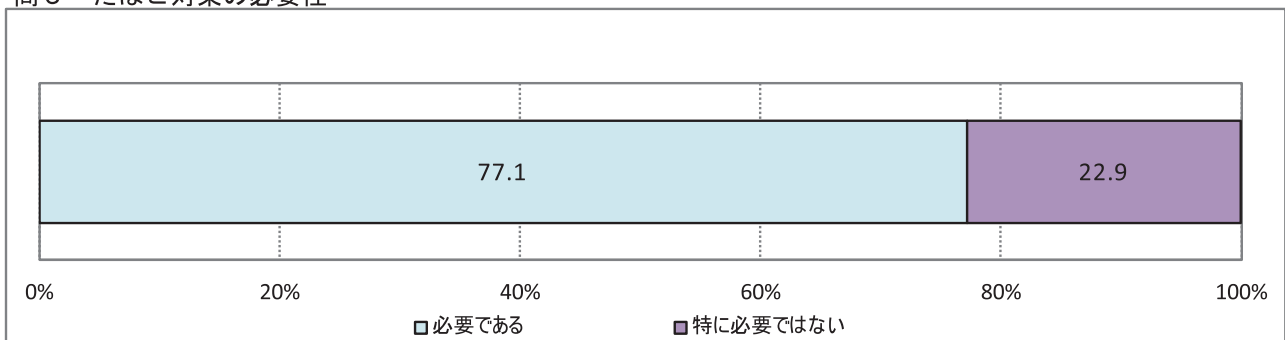
問4（2） 「加熱式たばこ」を使用している人の割合



### （2）たばこ対策の必要性

- ・たばこ対策が「必要である」と回答した施設は、77.1%であった。

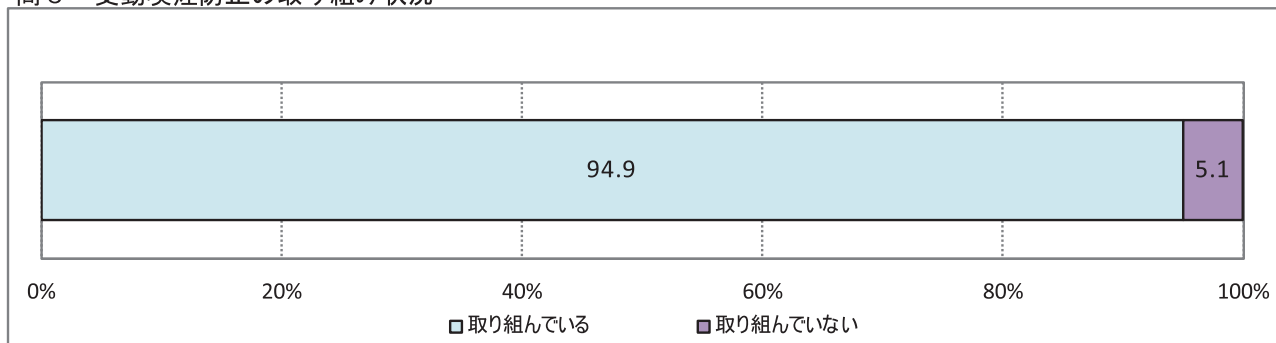
問5 たばこ対策の必要性



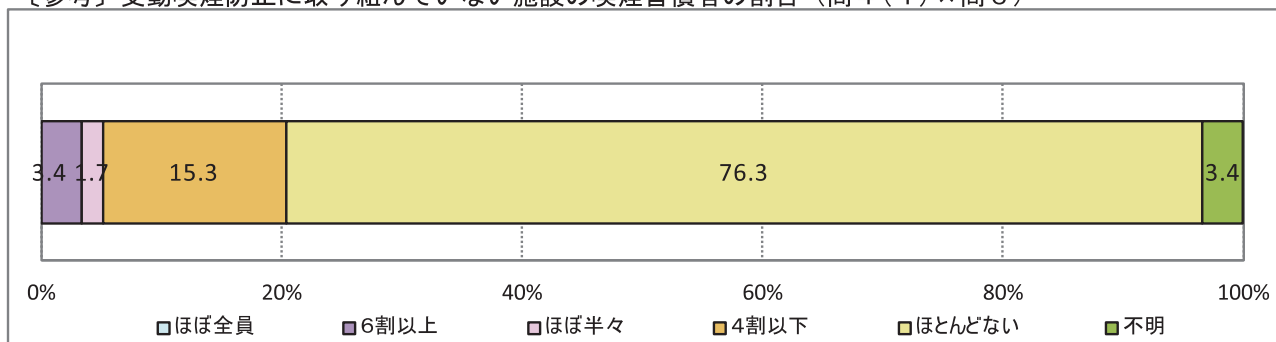
### (3) 受動喫煙防止の取り組み状況

- ・受動喫煙防止に「取り組んでいる」と回答した施設は、94.9%であった。
- ・受動喫煙防止に取り組んでいない施設の喫煙習慣者の割合は、「ほとんどいない (76.3%)」が最も高く、次いで「4割以下 (15.3%)」であった。

問6 受動喫煙防止の取り組み状況



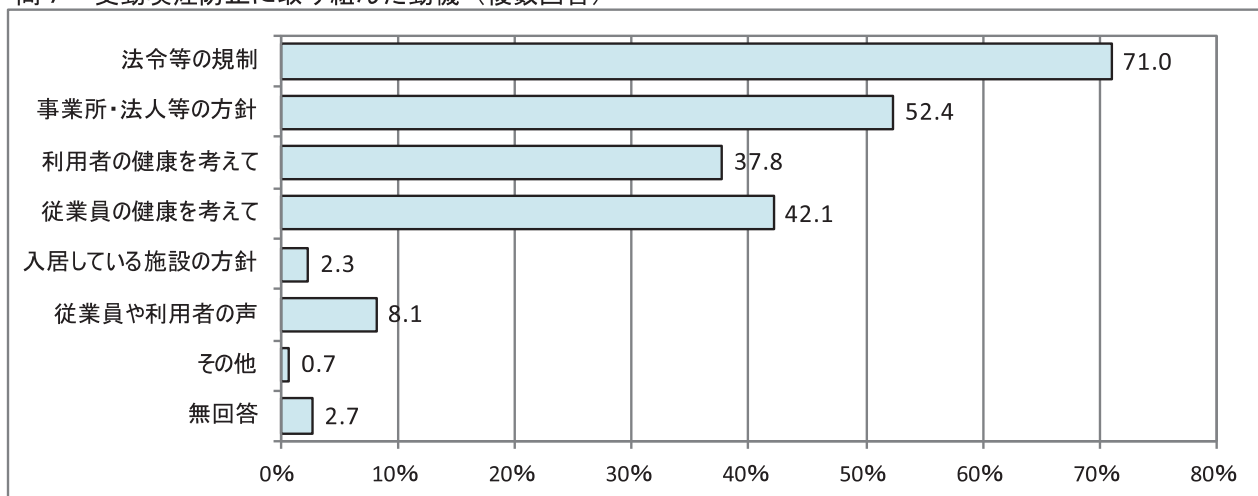
〔参考〕 受動喫煙防止に取り組んでいない施設の喫煙習慣者の割合 (問4(1)×問6)



### (4) 受動喫煙防止に取り組んだ動機

- ・受動喫煙防止に「取り組んでいる」と回答した1,107施設に、受動喫煙防止に取り組んだ動機を聞いたところ、「法令等 (健康増進法やガイドライン) の規制による (71.0%)」が最も高く、次いで「事業所・法人の方針による (52.4%)」であった。

問7 受動喫煙防止に取り組んだ動機 (複数回答)

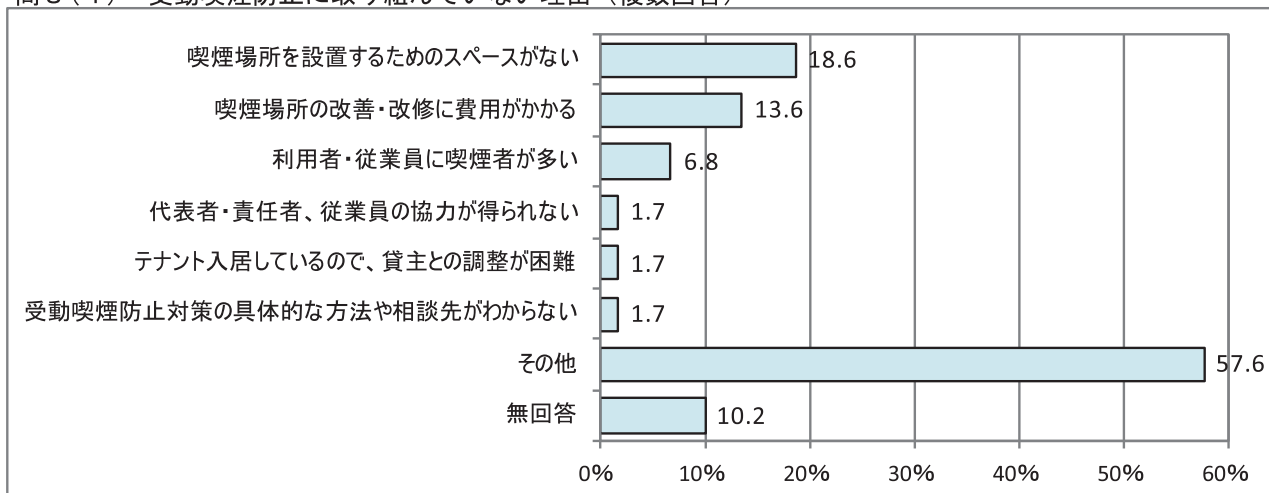


\* その他の回答内容は、P. 51に掲載

### (5) 受動喫煙防止に取り組んでいない理由

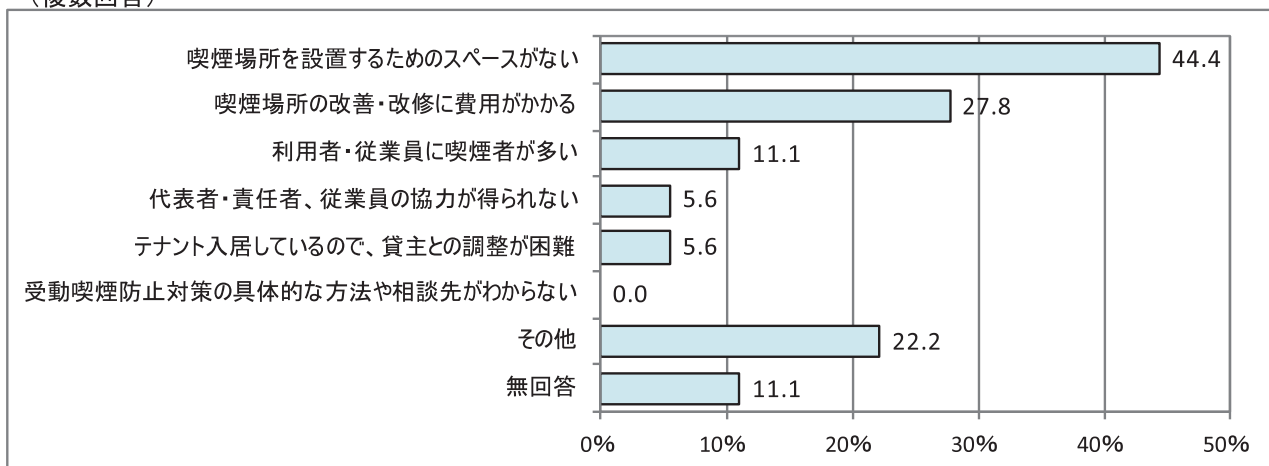
- ・受動喫煙防止に「取り組んでいない」と回答した59施設に、その理由を聞いたところ、「その他 (57.6%)」が最も高く、その内訳は「喫煙者がいない」が半数を占めた。次いで「喫煙場所を設置するためのスペースがない (18.6%)」であった。
- ・受動喫煙防止について、必要と思っているが実際には取り組んでいない18施設に、その理由を聞いたところ、「喫煙場所を設置するためのスペースがない (44.4%)」が最も高く、次いで「喫煙場所の改善・改修に費用がかかる (27.8%)」であった。
- ・受動喫煙防止に「取り組んでいない」と回答した施設に、今後取り組む予定があるか聞いたところ、「ない (78.0%)」が最も高く、次いで「取り組む予定はあるが、時期は未定 (15.3%)」であった。

問8(1) 受動喫煙防止に取り組んでいない理由 (複数回答)



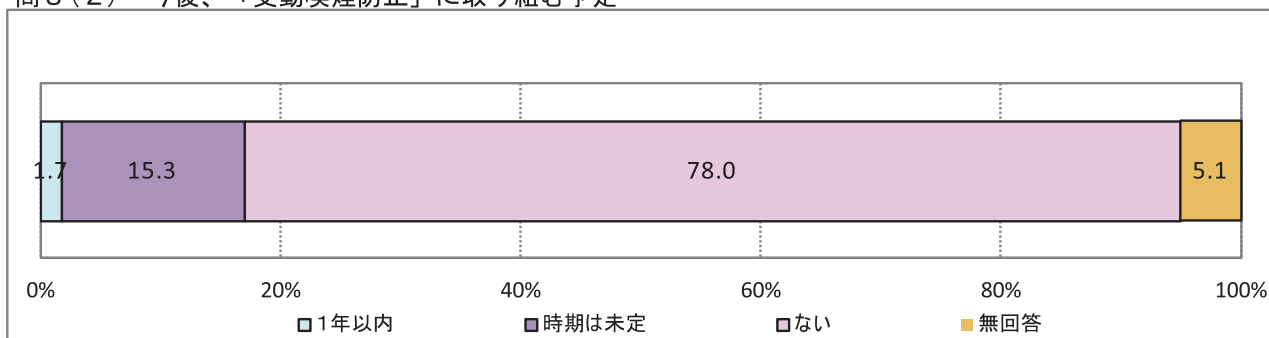
\* その他の回答内容は、P. 51に掲載

[参考] 受動喫煙防止が必要と考えているが、受動喫煙防止に取り組んでいない理由 (問5×問6×問8(1)) (複数回答)



\* その他の回答内容は、P. 51に掲載

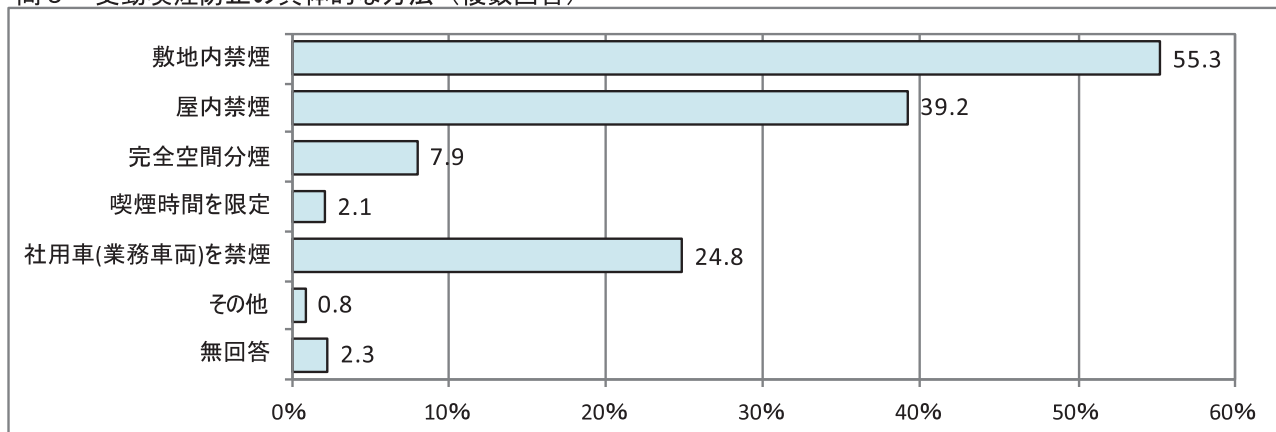
問8(2) 今後、「受動喫煙防止」に取り組む予定



## (6) 受動喫煙防止の具体的な方法

- ・受動喫煙防止に「取り組んでいる」と回答した1,107施設に、受動喫煙防止の具体的な方法を聞いたところ、「敷地内禁煙（55.3%）」が最も高く、次いで「屋内禁煙とし、喫煙場所を建物の外に設置（39.2%）」、「社用車（業務車両）を禁煙（24.8%）」であった。

問9 受動喫煙防止の具体的な方法（複数回答）

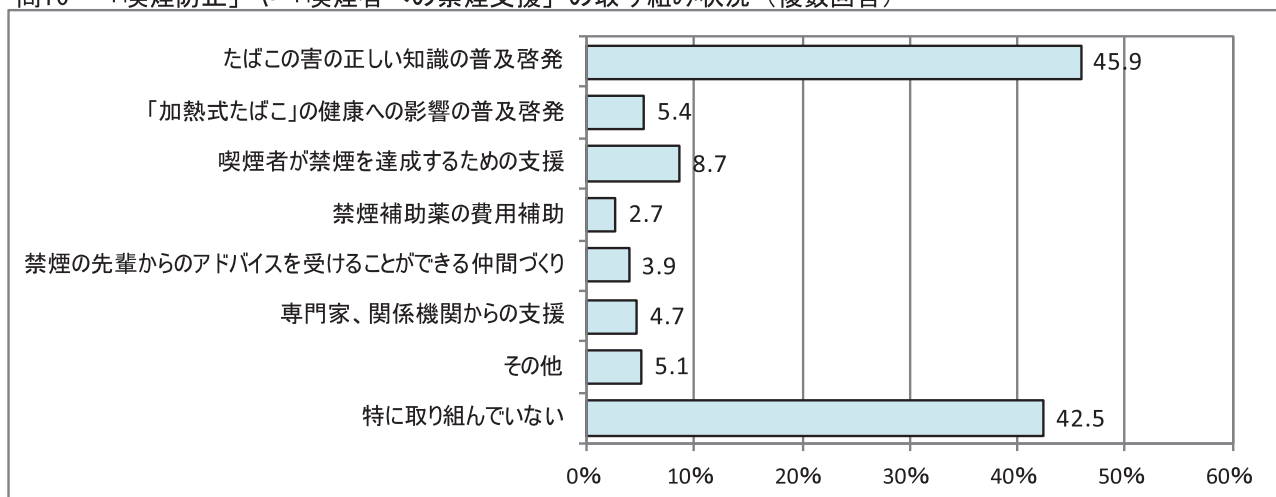


\* その他の回答内容は、P. 51に掲載

## (7) 「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組み状況

- ・たばこ対策で「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組み状況について聞いたところ、「たばこの害の正しい知識の普及啓発（45.9%）」が最も高く、次いで「特に取り組んでいない（42.5%）」であった。

問10 「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組み状況（複数回答）

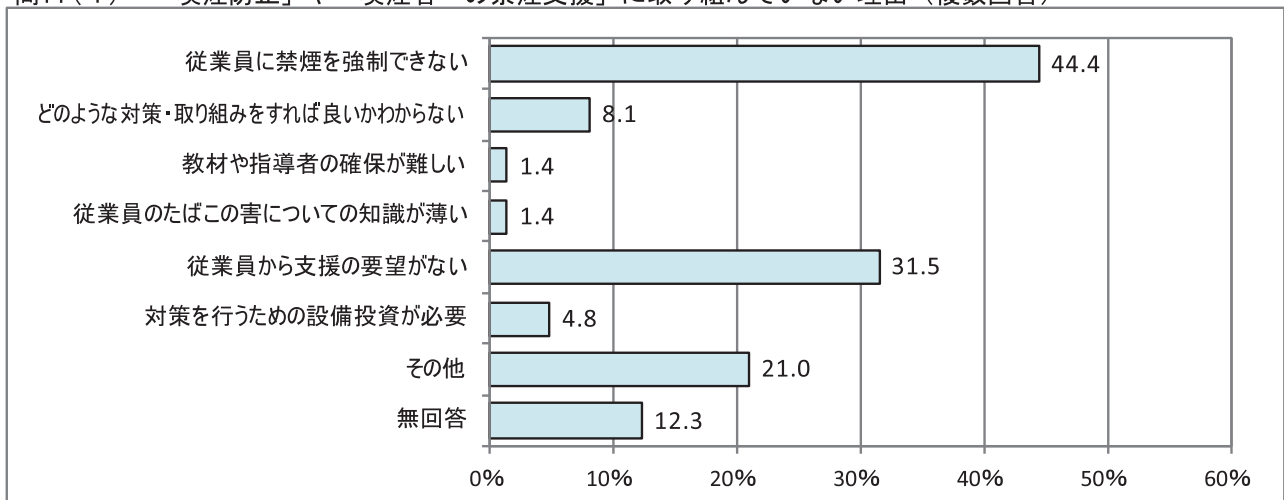


\* その他の回答内容は、P. 52に掲載

## (8) 「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」に取り組んでいない理由

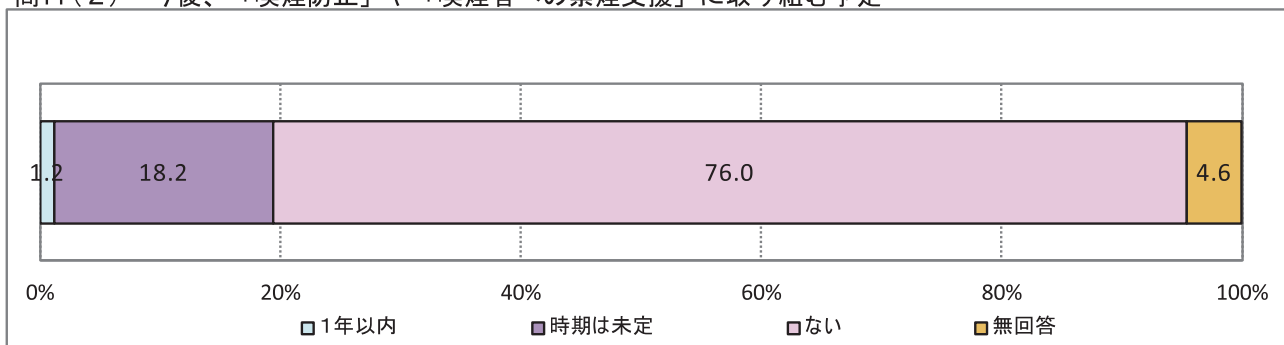
- ・「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」に取り組んでいない理由について聞いたところ、「従業員に禁煙を強制できない（44.4%）」が最も高く、次いで「従業員から支援の要望がない（31.5%）」の順に高かった。
- ・「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」に取り組んでいないと回答した施設に、今後取り組む予定があるか聞いたところ、「ない（76.0%）」が最も高く、次いで「取り組む予定はあるが、時期は未定（18.2%）」であった。

問11(1) 「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」に取り組んでいない理由（複数回答）



\* その他の回答内容は、P. 52に掲載

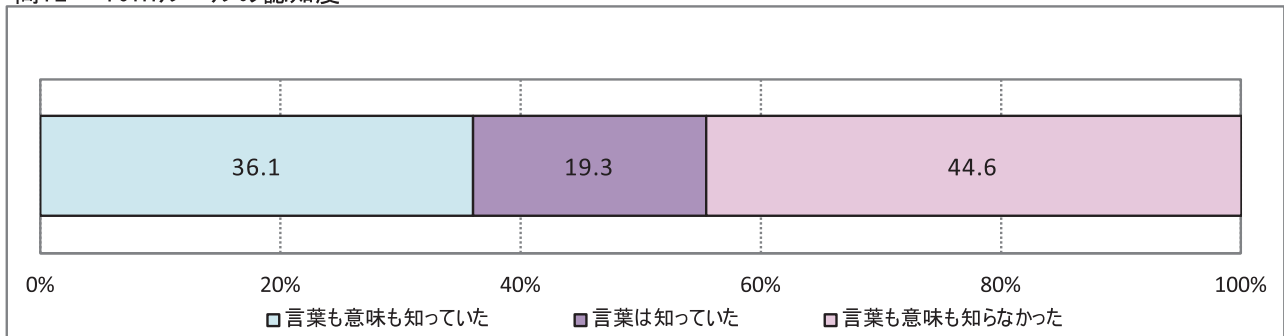
問11(2) 今後、「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」に取り組む予定



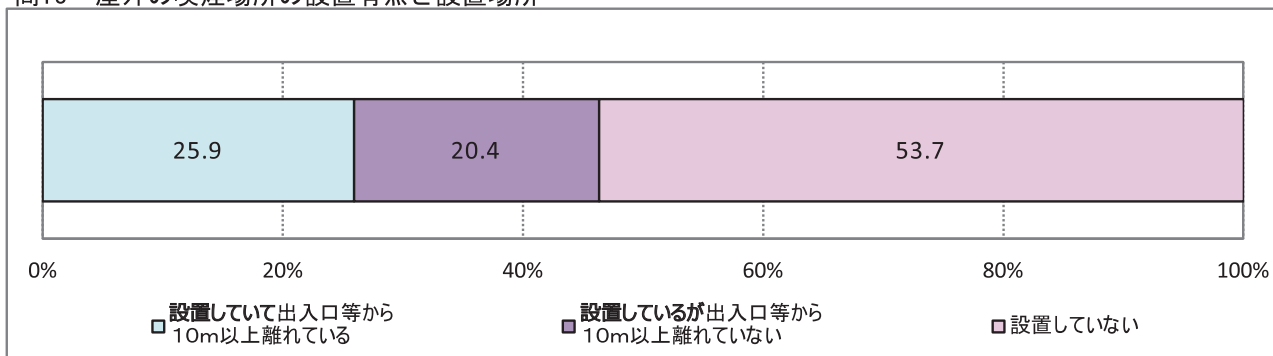
(9) 10mルールの認知度と設置の有無・場所

- ・「10mルール」の認知度については、「言葉も意味も知らなかった (44.6%)」が最も高く、次いで「言葉も意味も知っていた (36.1%)」「言葉は知っていた (19.3%)」であった。
- ・屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所については、「設置していない (53.7%)」が最も高く、次いで「設置していて出入口等から10m以上離れている (25.9%)」、「設置しているが出入口等から10m以上離れていない (20.4%)」であった。
- ・出入口等から10m以上離れていないと回答した238施設の「10mルール」の認知度については、「言葉も意味も知らなかった (60.1%)」が最も高く、次いで「言葉は知っていた (21.0%)」「言葉も意味も知っていた (18.9%)」であった。

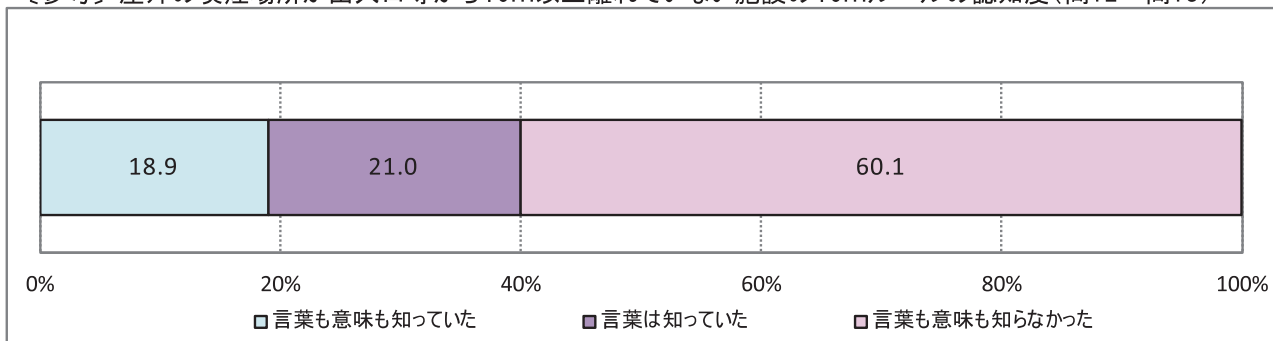
問12 10mルールの認知度



問13 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所



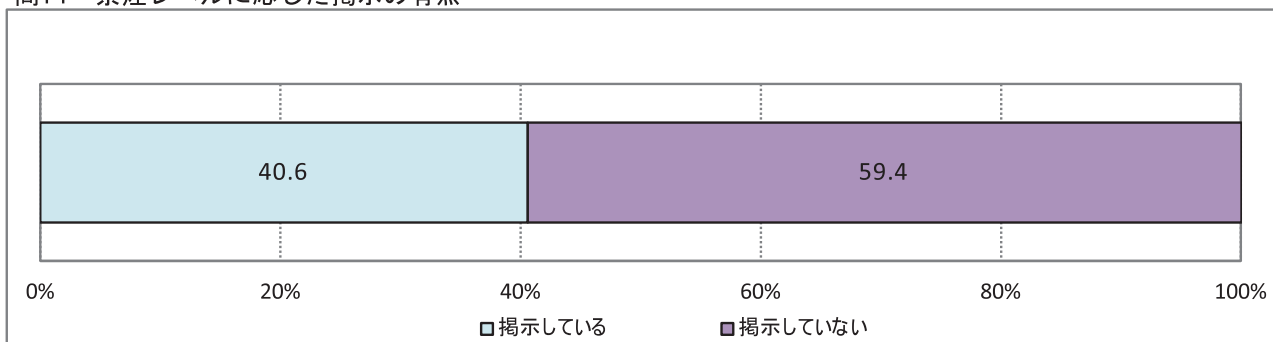
〔参考〕屋外の喫煙場所が出入口等から10m以上離れていない施設の10mルールの認知度(問12×問13)



(10) 禁煙レベルに応じた標示の掲示

- ・禁煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所（施設の入口等）に掲示しているか聞いたところ、「掲示している」と回答した施設は40.6%であった。

問14 禁煙レベルに応じた掲示の有無

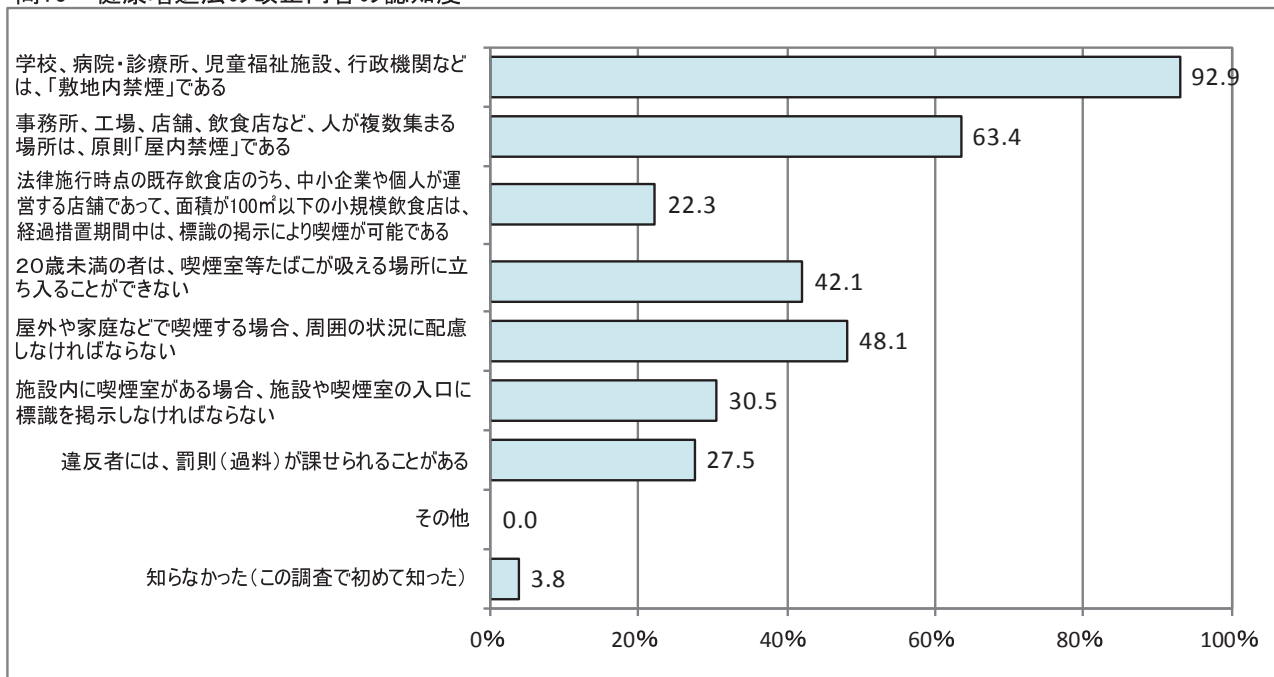


(11) 健康増進法の改正内容の認知度

- ・健康増進法の改正内容について、どのようなことを知っているか聞いたところ、「学校、病院・診療所、児童福祉施設、行政機関などは、「敷地内禁煙」である(92.9%)」が最も高く、次いで「事務所、工場、店舗、飲食店など、人が複数集まる場所は、原則「屋内禁煙」である(63.4%)」、「屋外や家庭などで喫煙する場合、周囲の状況に配慮しなければならない(48.1%)」であった。



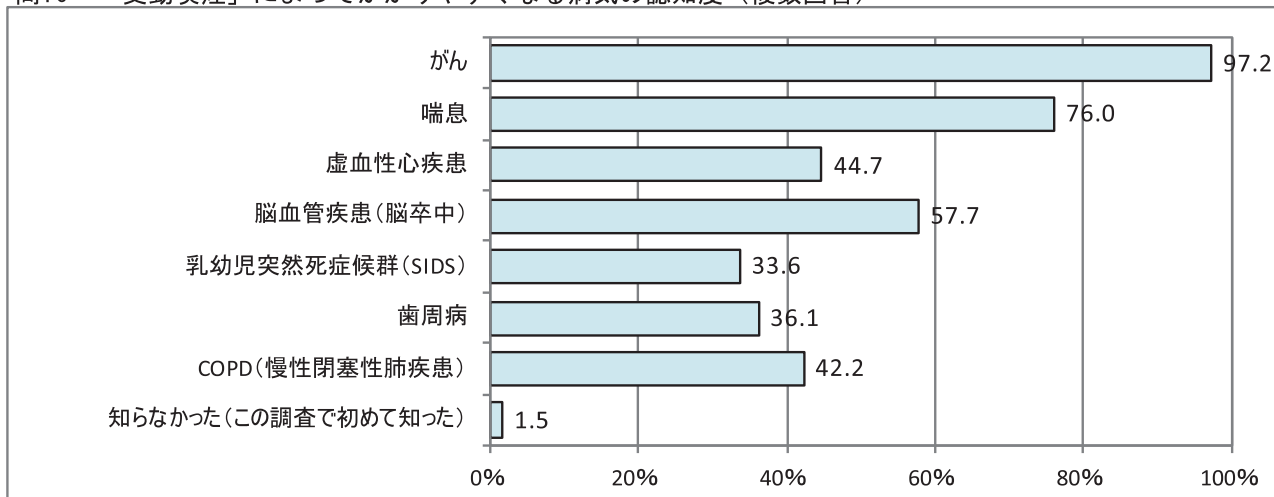
問15 健康増進法の改正内容の認知度



(12) 「受動喫煙」によってかかりやすくなる病気の認知度

・「受動喫煙」によってかかりやすくなる病気について聞いたところ、「がん(97.2%)」が最も高く、次いで「喘息(76.0%)」、「脳血管疾患(脳卒中)(57.7%)」であった。

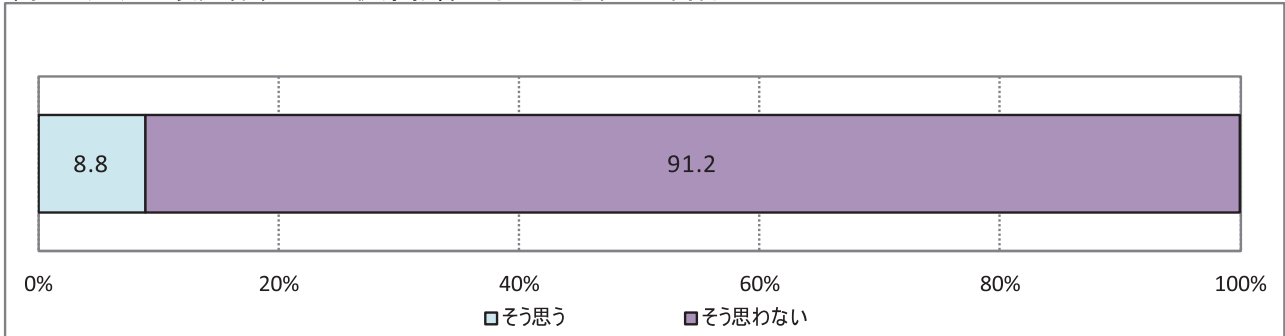
問16 「受動喫煙」によってかかりやすくなる病気の認知度(複数回答)



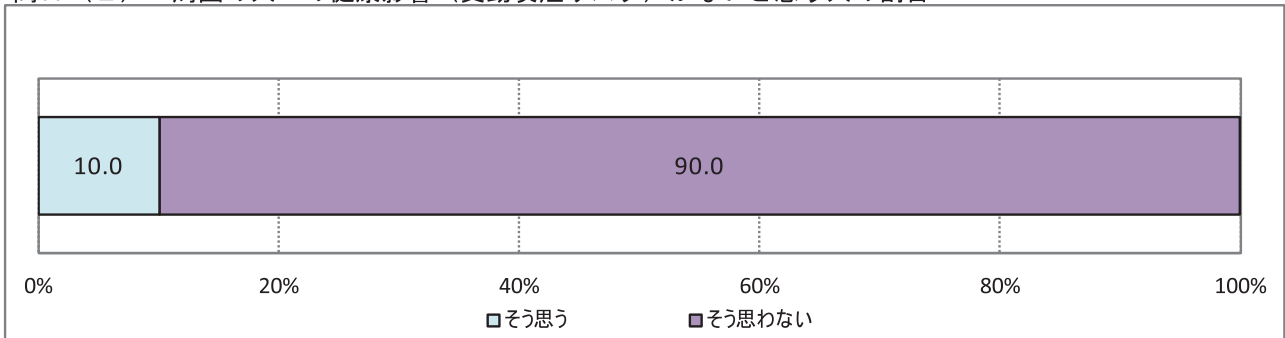
### (13) 「加熱式たばこ」の健康への影響の認知度

- ・「加熱式たばこ」は、喫煙者本人および周囲の人の健康に影響がほぼ無いと思うか聞いたところ、いずれも「そうは思わない」が9割であった。

問17（1） 喫煙者本人への健康影響がないと思う人の割合



問17（2） 周囲の人への健康影響（受動喫煙リスク）がないと思う人の割合

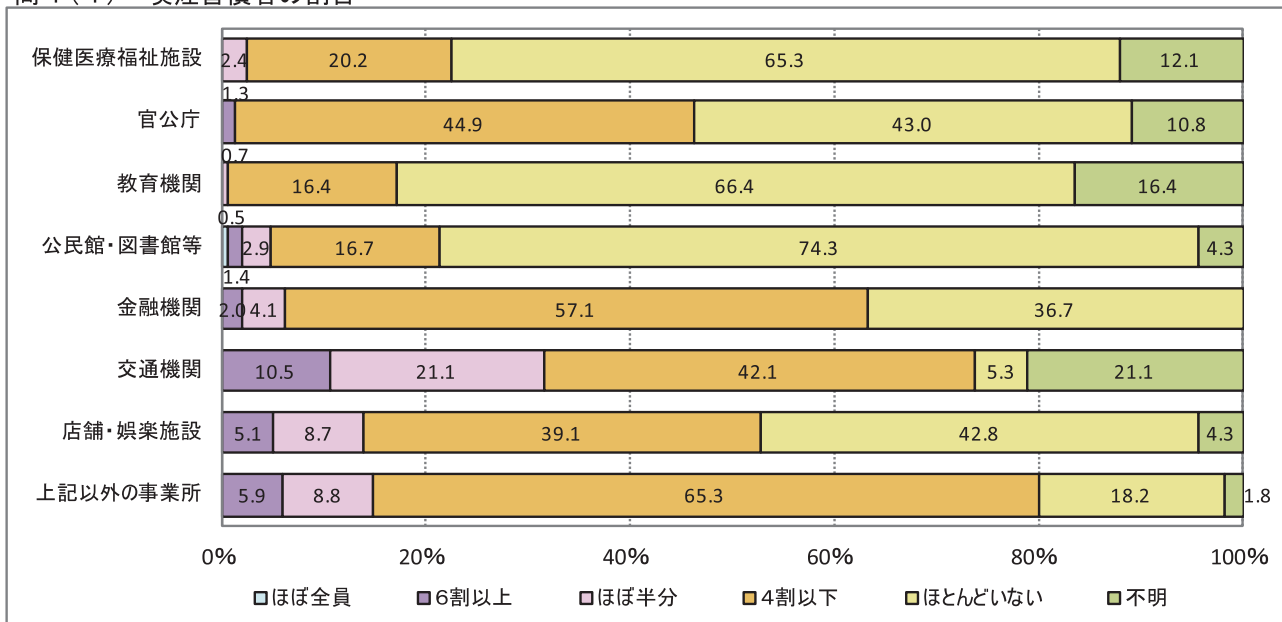


### 3 調査結果の概要（施設別）

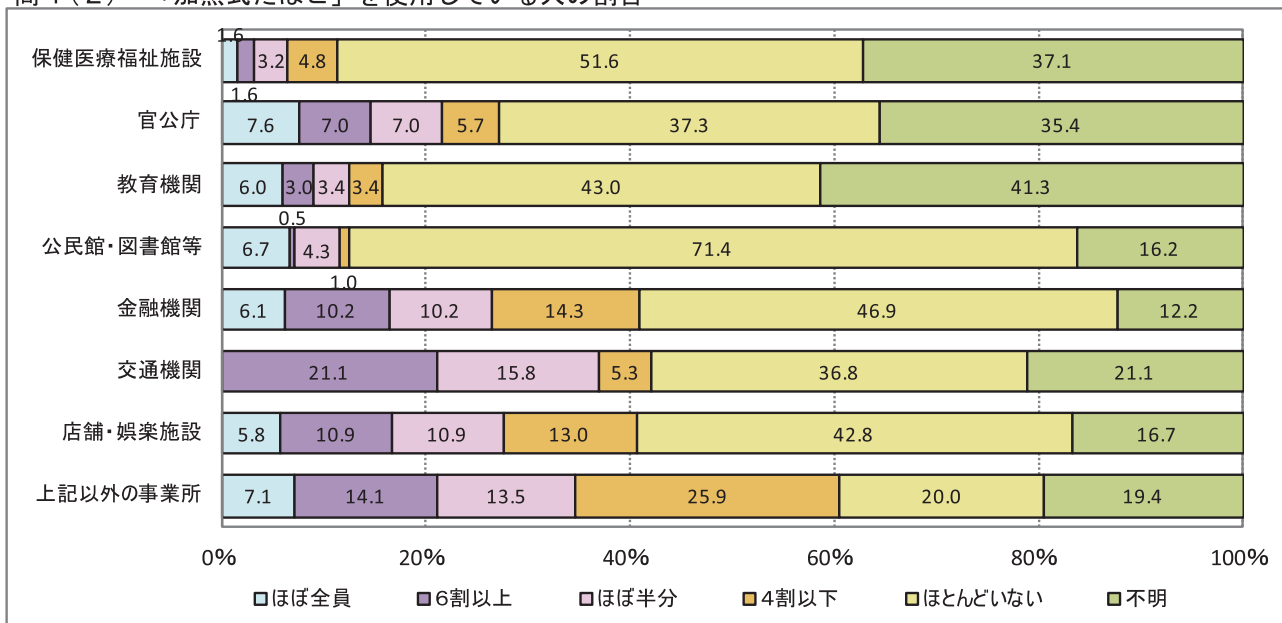
#### (1) 喫煙習慣者の割合

- ・喫煙習慣者が半分以上いる施設（ほぼ全員＋6割以上＋ほぼ半分）は、「交通機関（31.6%）」が最も高く、次いで「上記以外の事業所（14.7%）」、「店舗・娯楽施設（13.8%）」であった。
- ・喫煙習慣者が「ほとんどいない」と回答した施設は、「公民館・図書館等（74.3%）」が最も高く、次いで「教育機関（66.4%）」、「保健医療福祉施設（65.3%）」であった。
- ・加熱式たばこを使用している人が半分以上いる施設（ほぼ全員＋6割以上＋ほぼ半分）は、「交通機関（36.9%）」が最も高く、次いで「上記以外の事業所（34.7%）」、「店舗・娯楽施設（27.6%）」であった。
- ・加熱式たばこを使用している人が「ほとんどいない」と回答した施設は、「公民館・図書館等（71.4%）」が最も高く、次いで「保健医療福祉施設（51.6%）」、「金融機関（46.9%）」であった。

問4(1) 喫煙習慣者の割合



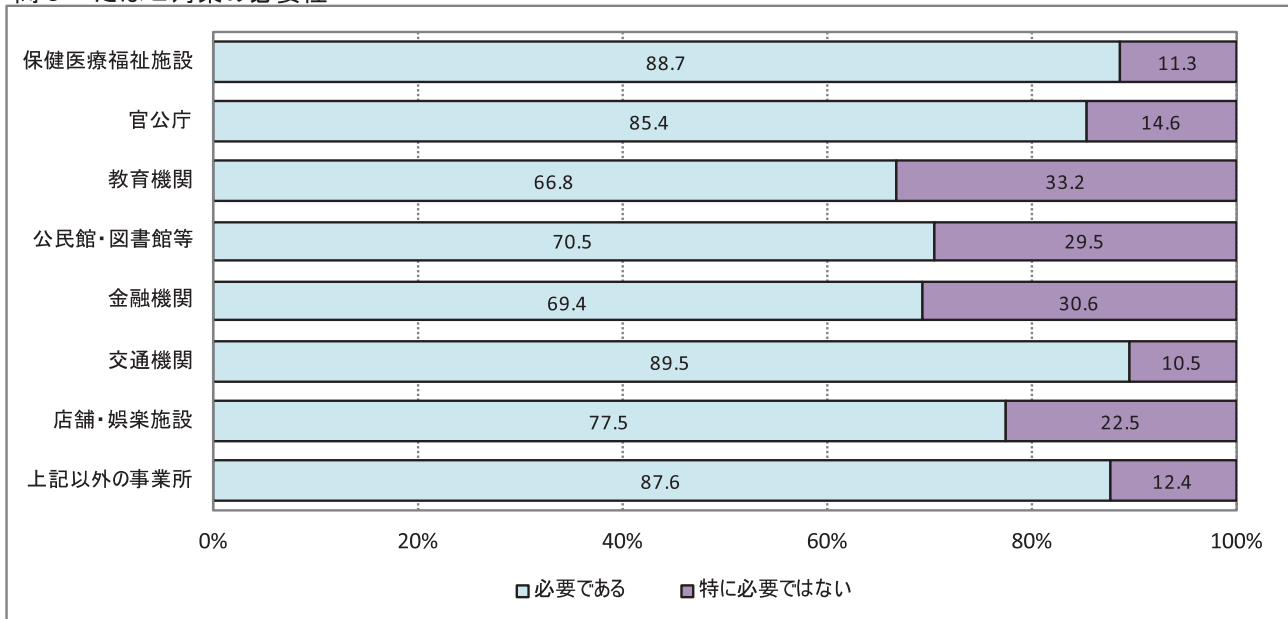
問4(2) 「加熱式たばこ」を使用している人の割合



## (2) たばこ対策の必要性

- ・たばこ対策が「必要である」と回答した施設は、「交通機関（89.5%）」で最も高く、次いで「保健医療福祉施設（88.7%）」、「上記以外の事業所（87.6%）」であった。

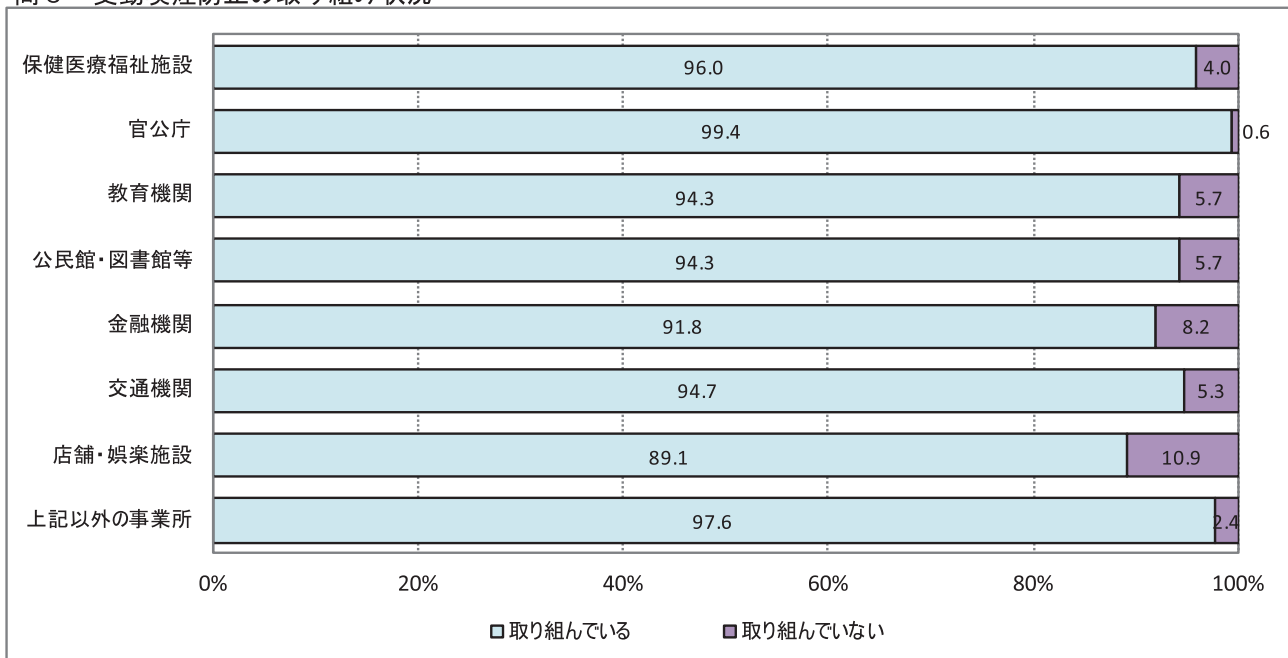
問5 たばこ対策の必要性



## (3) 受動喫煙防止の取り組み状況

- ・受動喫煙防止に「取り組んでいる」と回答した施設は「店舗・娯楽施設」を除き、90%台であった。

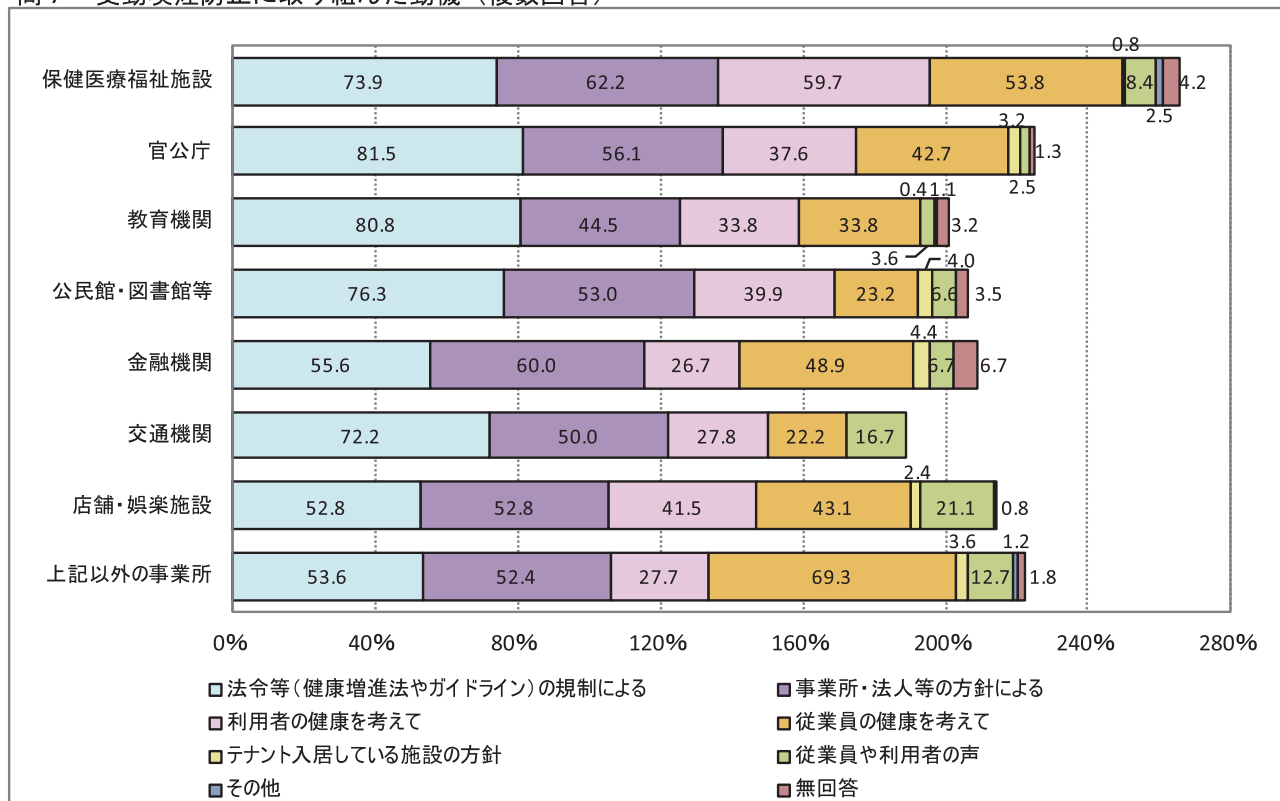
問6 受動喫煙防止の取り組み状況



#### (4) 受動喫煙防止に取り組んだ動機

- ・受動喫煙防止に「取り組んでいる」と回答した1,107施設に、受動喫煙防止に取り組んだ動機を聞いたところ、保健医療福祉施設、官公庁、教育機関、公民館・図書館等、交通機関、店舗・娯楽施設、上記以外の事業所においては、「法令等（健康増進法やガイドライン）の規制による」が最も高かった。
- ・金融機関においては、「事業所・法人等の方針による」が最も高かった。
- ・店舗・娯楽施設においては、「法令等（健康増進法やガイドライン）の規制による」「事業所・法人等の方針による」が同率で最も高かった。

問7 受動喫煙防止に取り組んだ動機（複数回答）

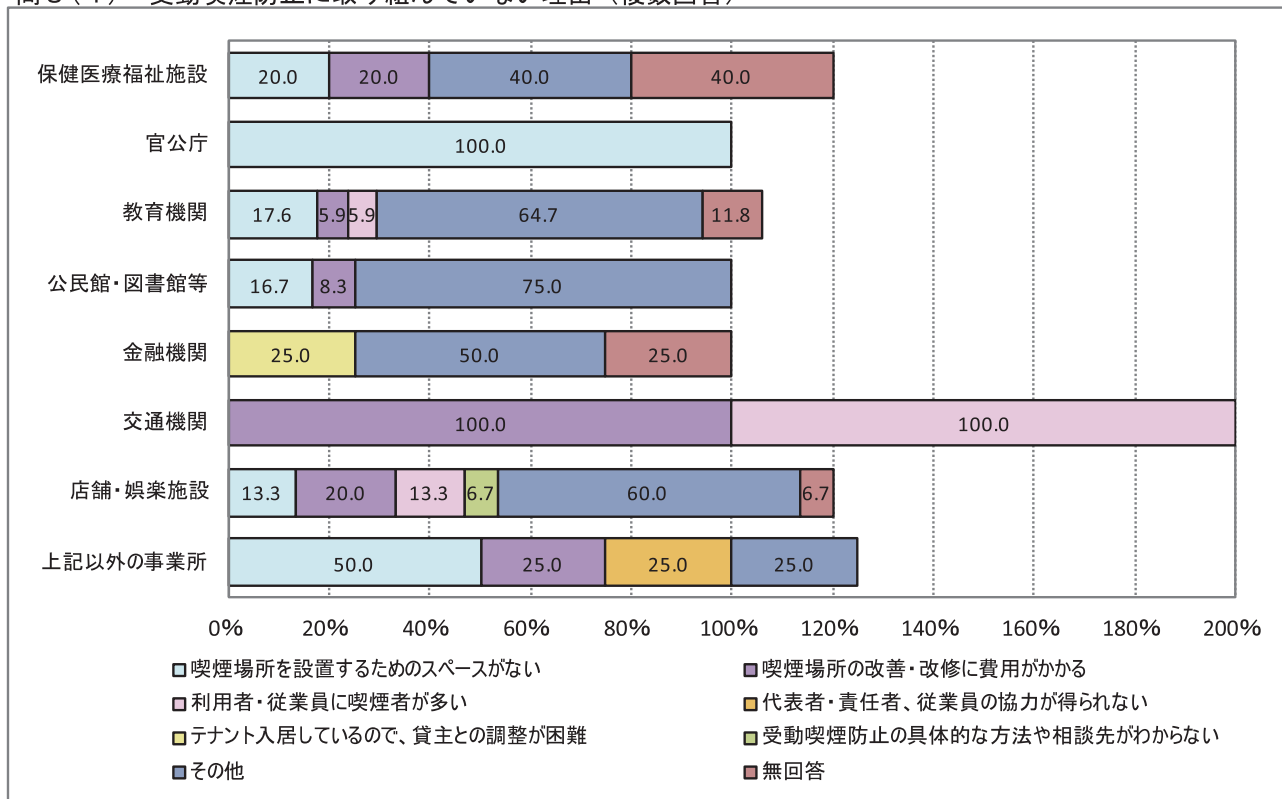


\* その他の回答内容は、P. 51に掲載

#### (5) 受動喫煙防止に取り組んでいない理由

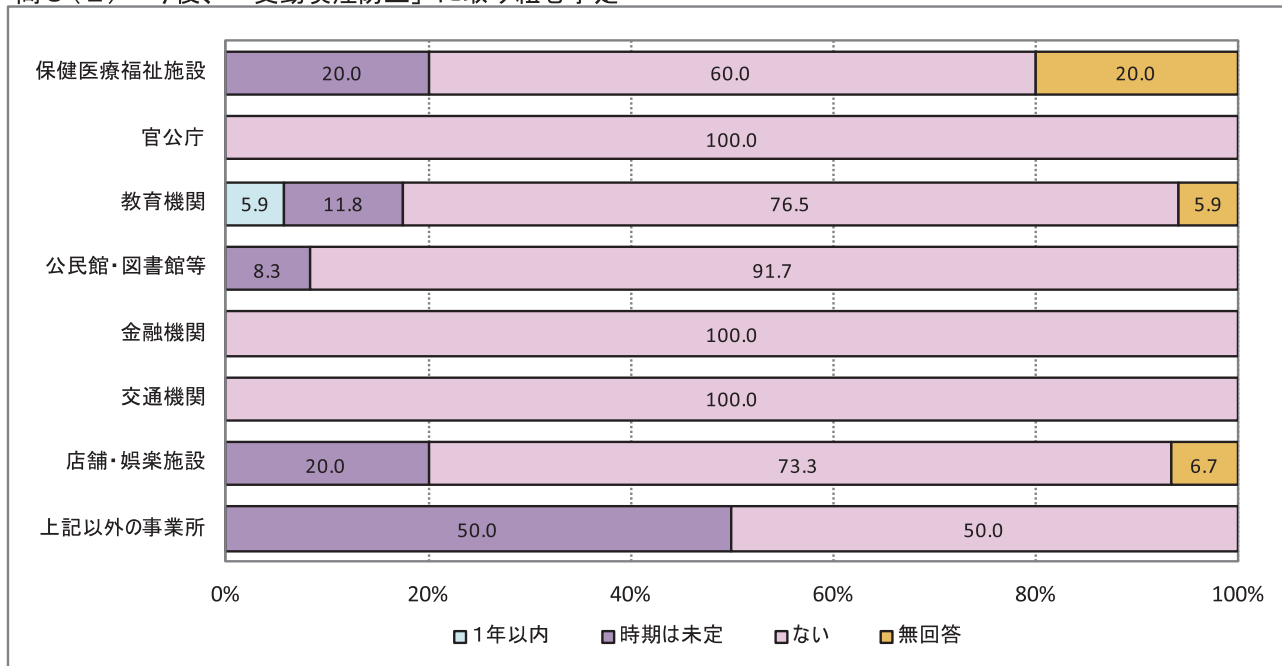
- ・受動喫煙防止に「取り組んでいない」と回答した59施設に、その理由を聞いたところ、官公庁、上記以外の事業所においては、「喫煙場所を設置するためのスペースがない」が最も高かった。
- ・保健医療福祉施設、教育機関、公民館・図書館等、金融機関、店舗・娯楽施設においては、「その他」が最も高かった。
- ・交通機関においては、「喫煙場所の改善・改修に費用がかかる」、「利用者・従業員に喫煙者が多い」であった。
- ・受動喫煙防止に「取り組んでいない」と回答した施設に、今後取り組む予定があるか聞いたところ、上記以外の事業所を除き、「ない」が最も高く、上記以外の事業所において「取り組む予定はあるが、時期は未定」「ない」が同率であった。

問8(1) 受動喫煙防止に取り組んでいない理由(複数回答)



\* その他の回答内容は、P. 51に掲載

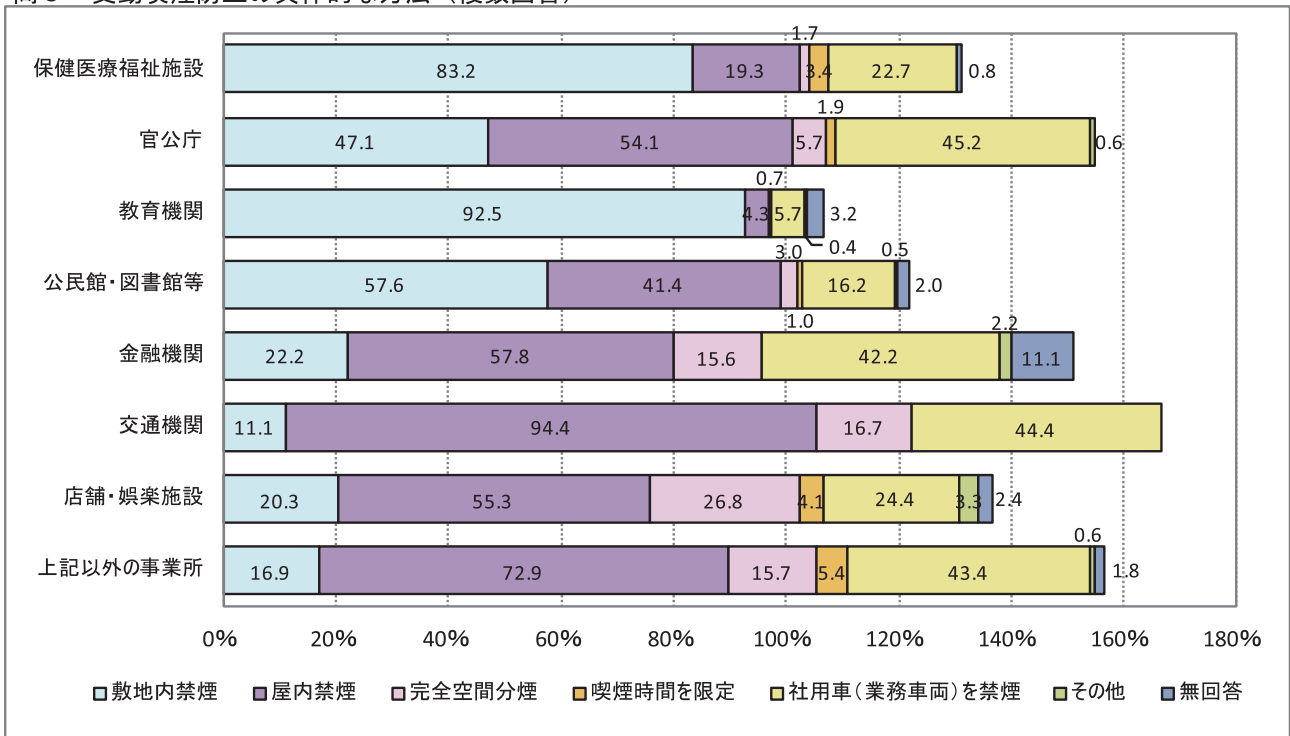
問8(2) 今後、「受動喫煙防止」に取り組む予定



(6) 受動喫煙防止の具体的な方法

- ・「敷地内禁煙」は、教育機関(92.5%)が最も高く、次いで保健医療福祉施設(83.2%)であった。
- ・「屋内禁煙」は、交通機関(94.4%)が最も高く、次いで上記以外の事業所(72.9%)、金融機関(57.8%)、店舗・娯楽施設(55.3%)、官公庁(54.1%)の順であった。
- ・保健医療福祉施設、教育機関、公民館・図書館等を除き、受動喫煙防止の方法として「屋内禁煙」が最も高かった。

問9 受動喫煙防止の具体的な方法（複数回答）

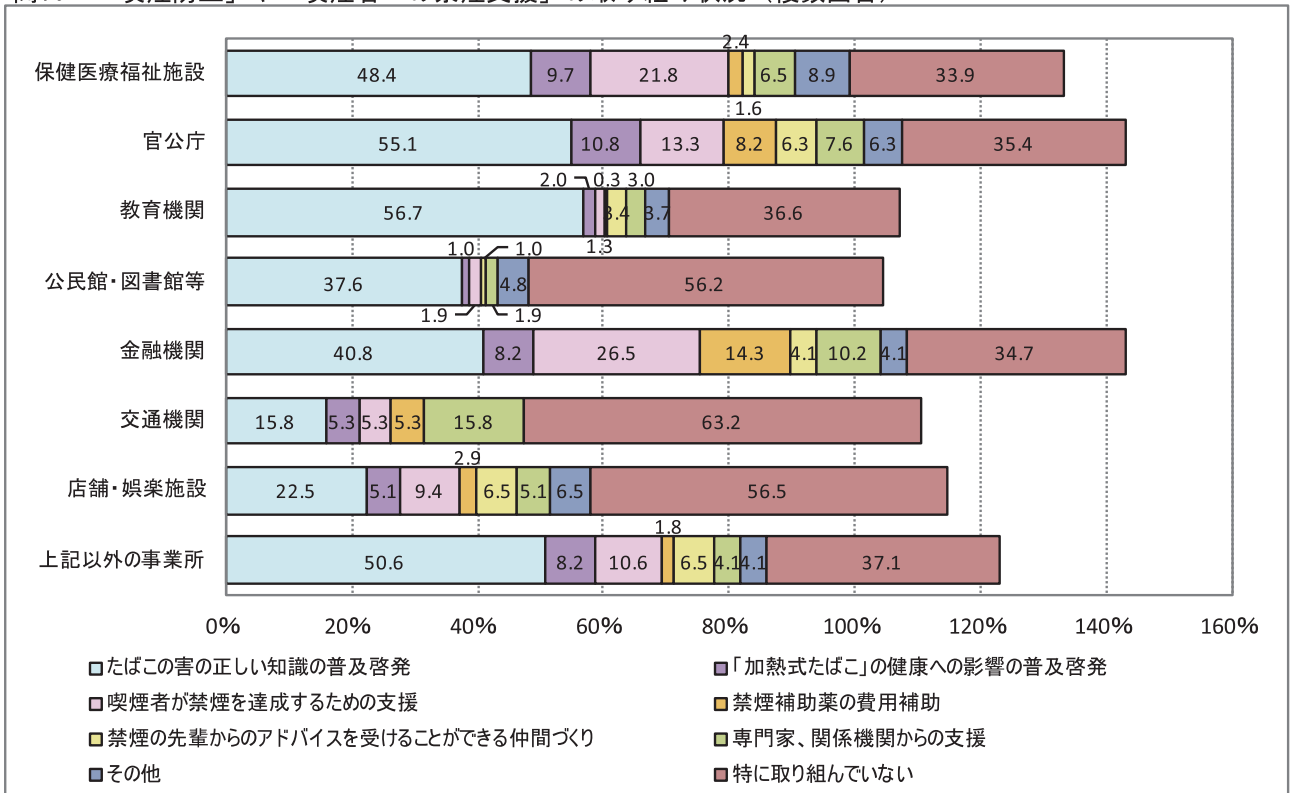


\* その他の回答内容は、P. 51に掲載

(7) 「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組み状況

- ・「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組み内容は、いずれの施設においても「たばこの害の正しい知識の普及啓発」が最も高かった。
- ・「特に取り組んでいない」と回答した施設は、交通機関（63.2%）で最も高く、次いで店舗・娯楽施設（56.5%）、公民館・図書館等（56.2%）であった。

問10 「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組み状況（複数回答）

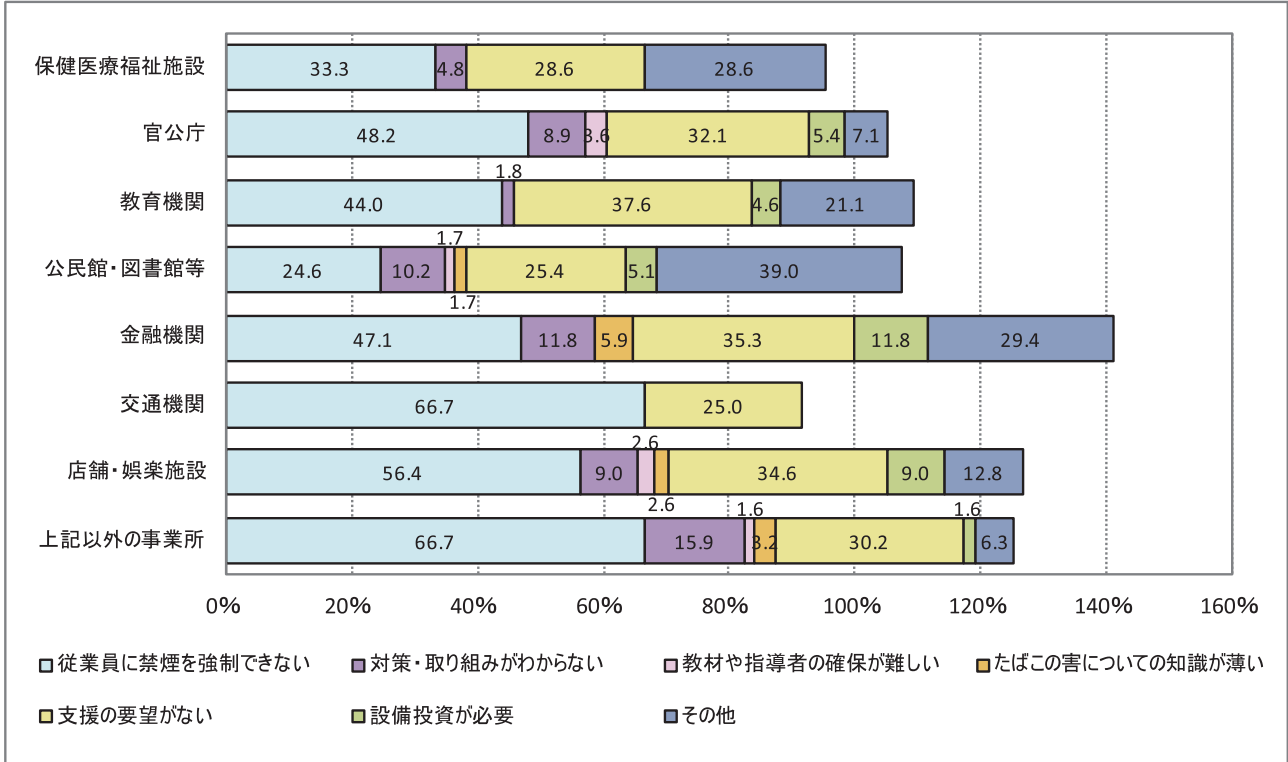


\* その他の回答内容は、P. 52に掲載

(8) 「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」に取り組んでいない理由

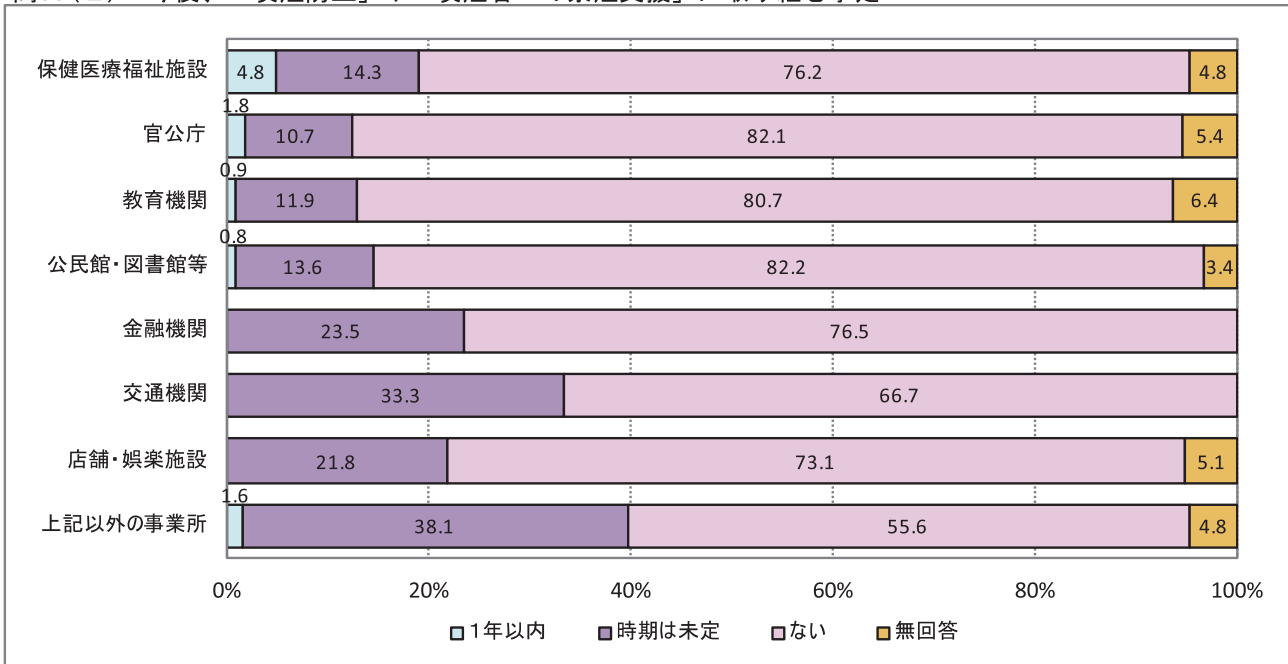
- ・「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組んでいない理由は、公民館・図書館等を除き、「従業員に禁煙を強制できない」が最も高かった。公民館・図書館等においては、「その他」が最も高かった。
- ・「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」に取り組む予定が聞いたところ、いずれの施設においても「ない」が最も高った。

問11(1) 「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」に取り組んでいない理由（複数回答）



\* その他の回答内容は、P. 52に掲載

問11(2) 今後、「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」に取り組む予定

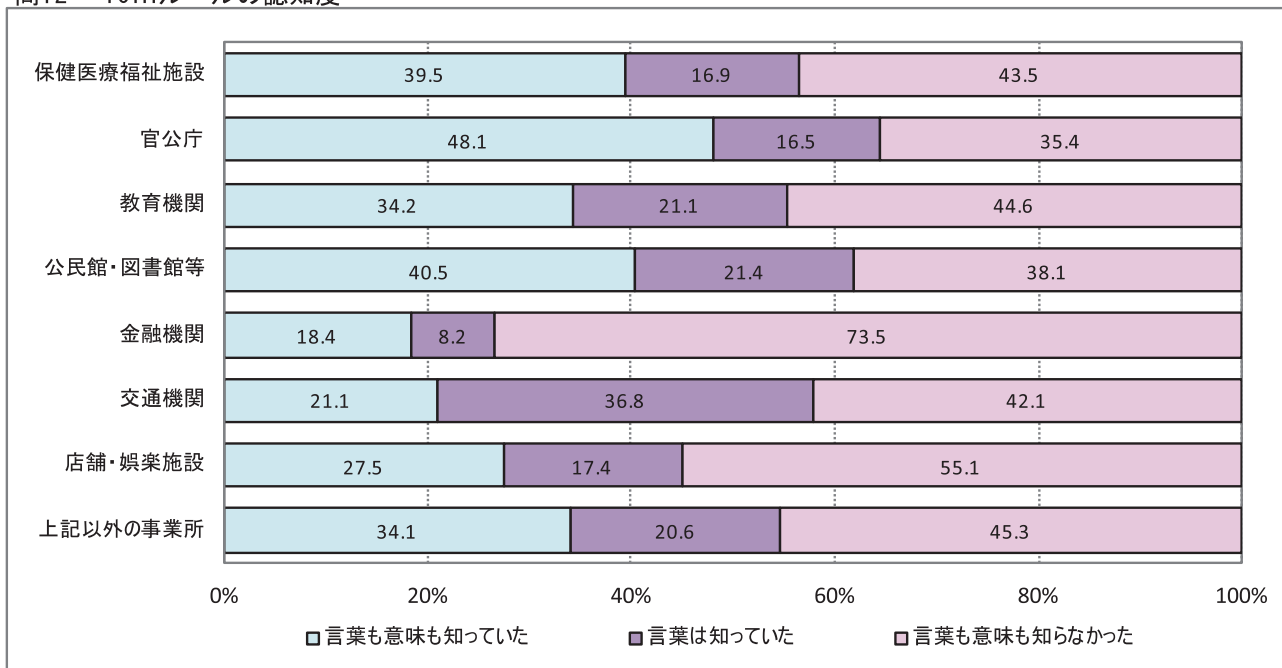




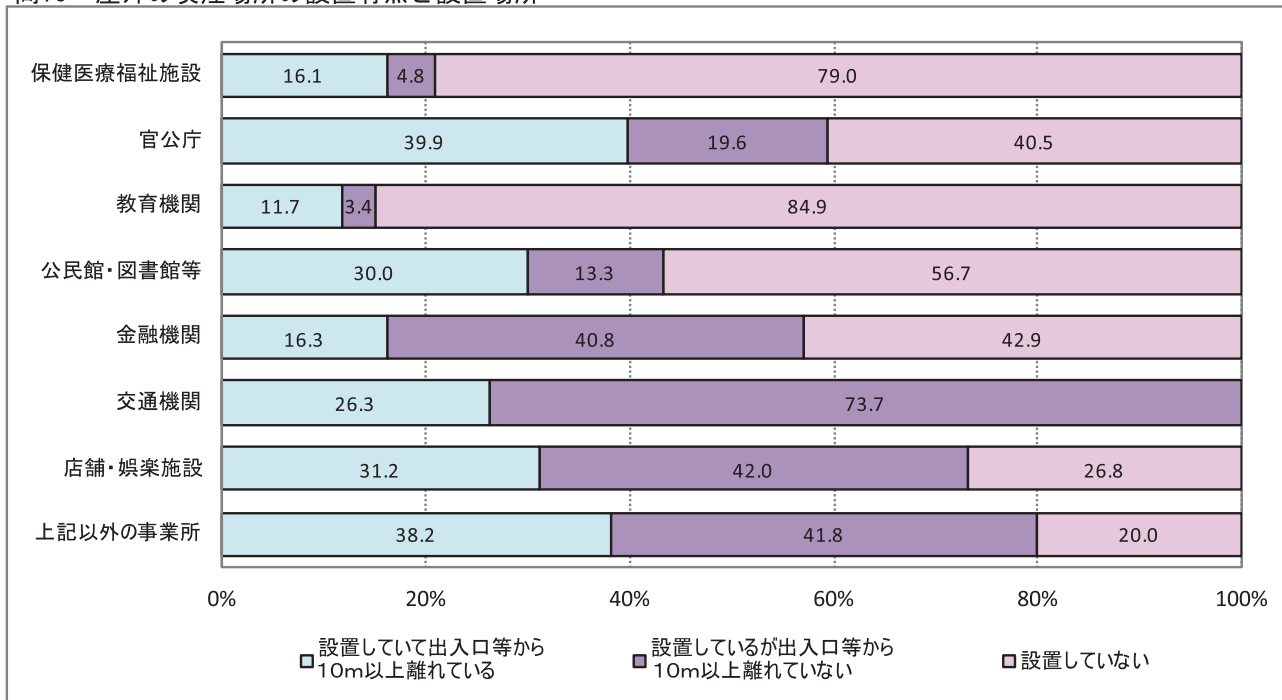
### (9) 10mルールの認知度と設置の有無・場所

- 「10mルール」の認知度については、官公庁、公民館・図書館等を除き、「言葉も意味も知らなかった」が最も高かった。官公庁、公民館・図書館等においては、「言葉も意味も知っていた」が最も高かった。
- 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所については、保健医療福祉施設、官公庁、教育機関、公民館・図書館等、金融機関で「設置していない」が最も高く、交通機関、店舗・娯楽施設、上記以外の事業所においては「設置しているが出入口等から10m以上離れていない」が最も高かった。

問12 10mルールの認知度



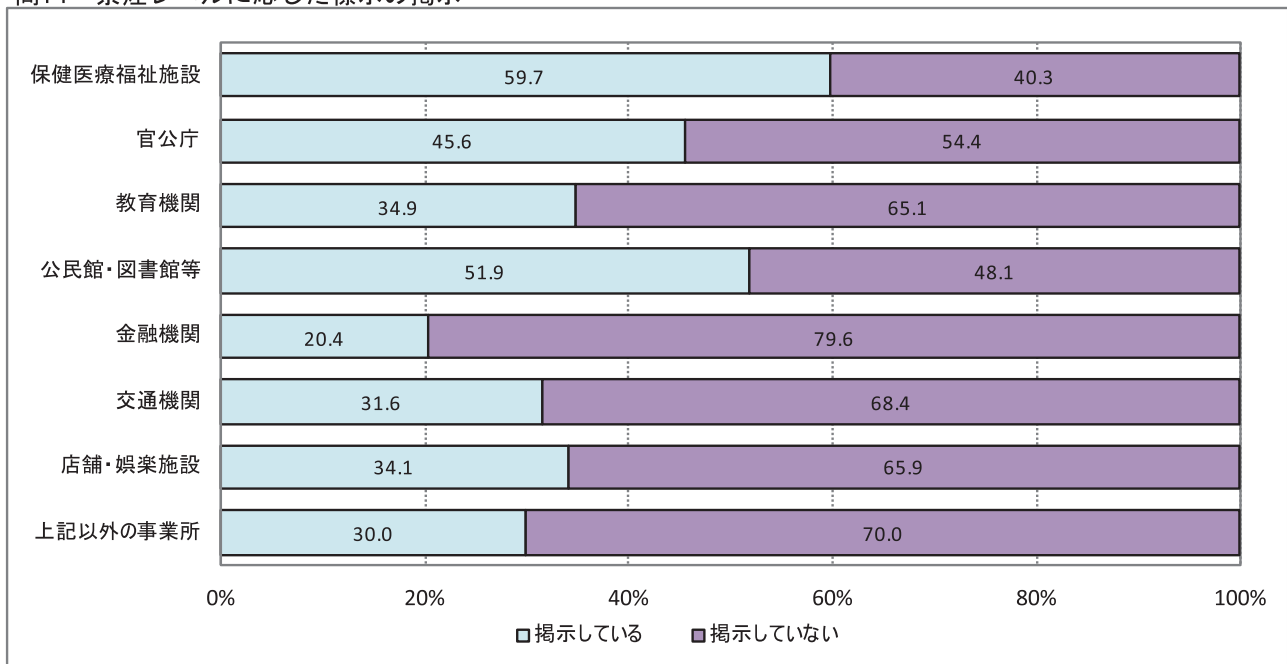
問13 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所



### (10) 禁煙レベルに応じた標示の掲示

- ・禁煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所に「掲示している」と回答した施設は、保健医療福祉施設（59.7%）が最も高く、次いで公民館・図書館等（51.9%）、官公庁（45.6%）、であった。

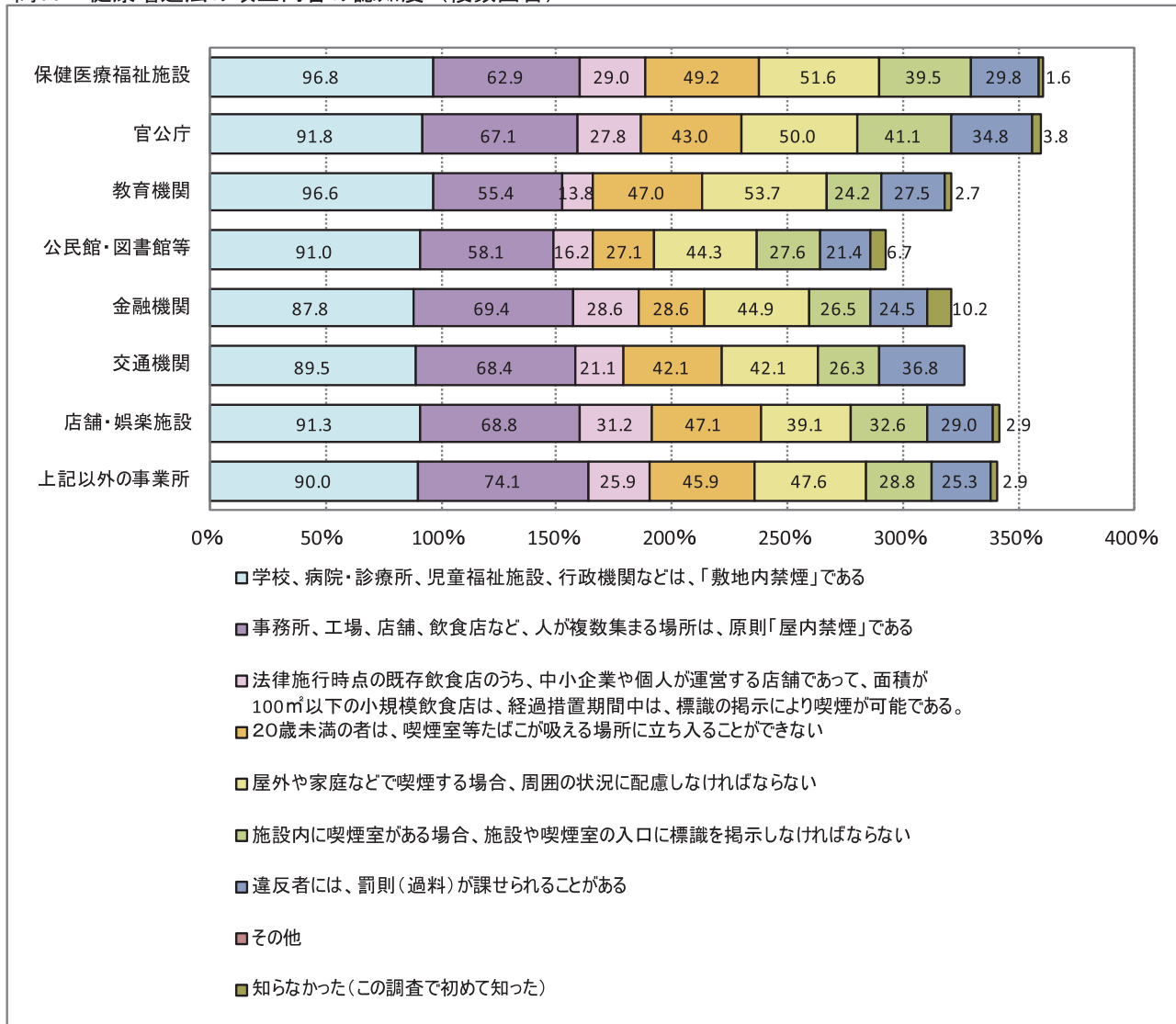
問14 禁煙レベルに応じた標示の掲示



### (11) 健康増進法の改正内容の認知度

- 健康増進法の改正内容について、どのようなことを知っているか聞いたところ、いずれの施設においても、「学校、病院・診療所、児童福祉施設、行政機関などは、「敷地内禁煙」である」が最も高かった。次いで「事務所、工場、店舗、飲食店など、人が複数集まる場所は、原則「屋内禁煙」である」であった。

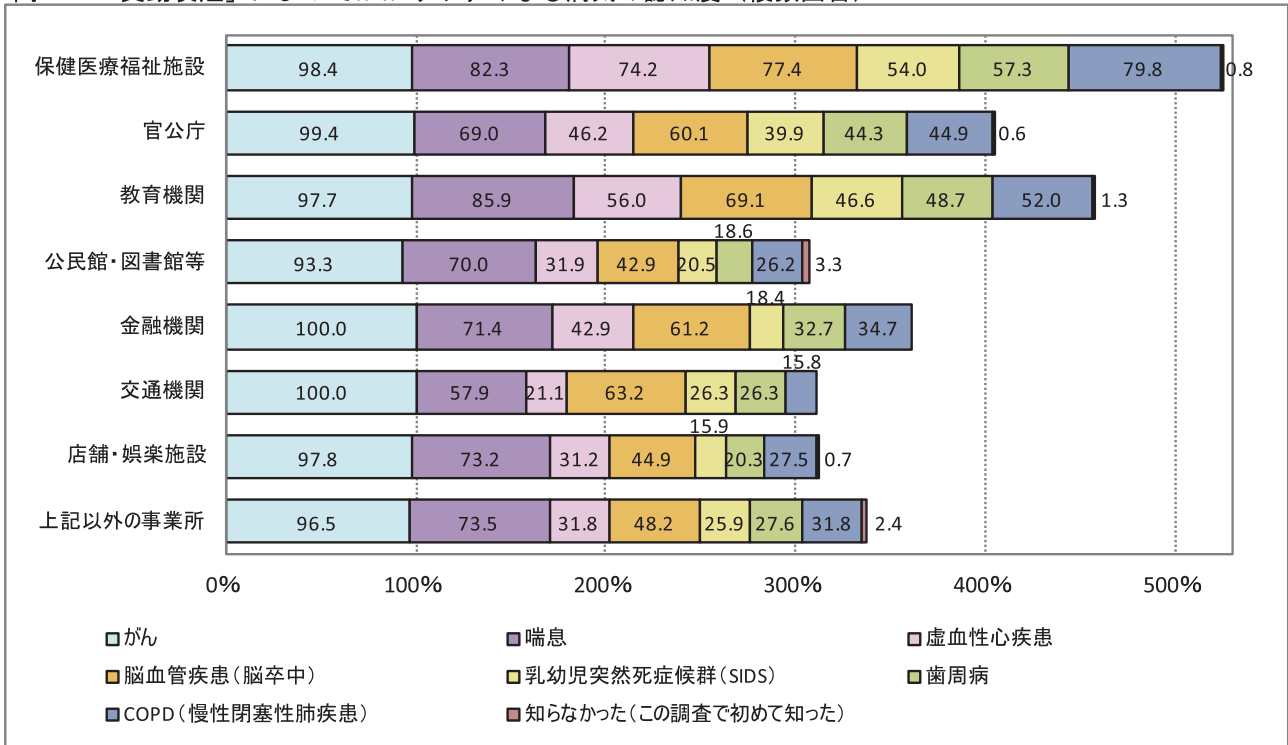
問15 健康増進法の改正内容の認知度（複数回答）



(12) 「受動喫煙」によってかかりやすくなる病気の認知度

- ・「受動喫煙」によってかかりやすくなる病気について聞いたところ、いずれの施設においても「がん」が最も高かった。

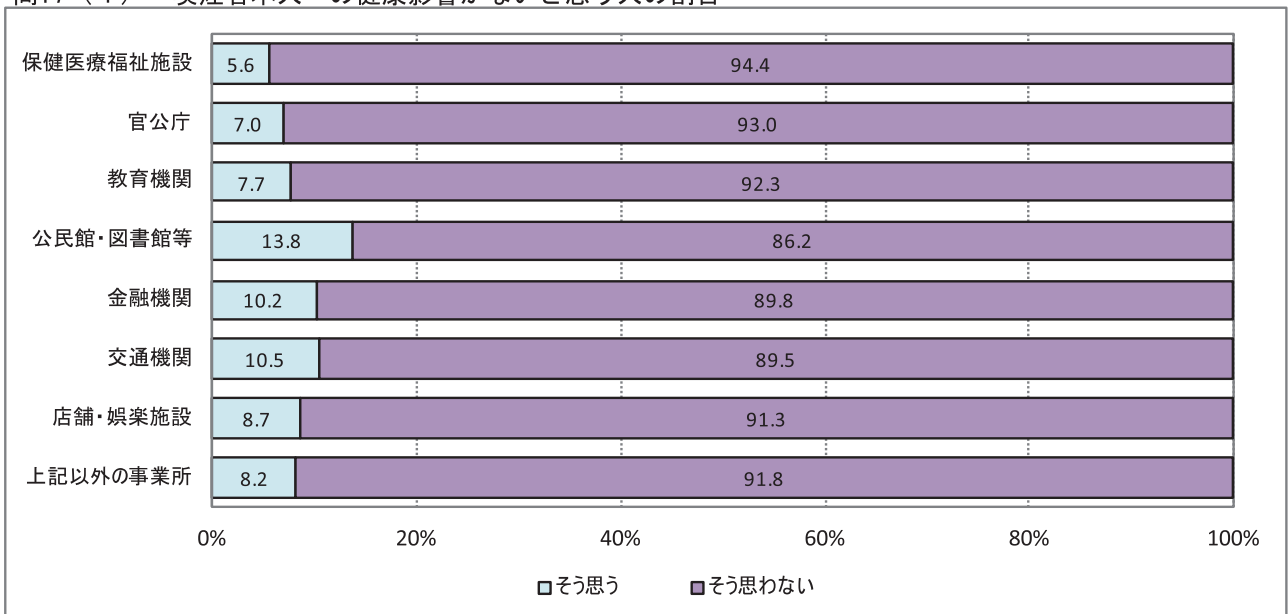
問16 「受動喫煙」によってかかりやすくなる病気の認知度（複数回答）



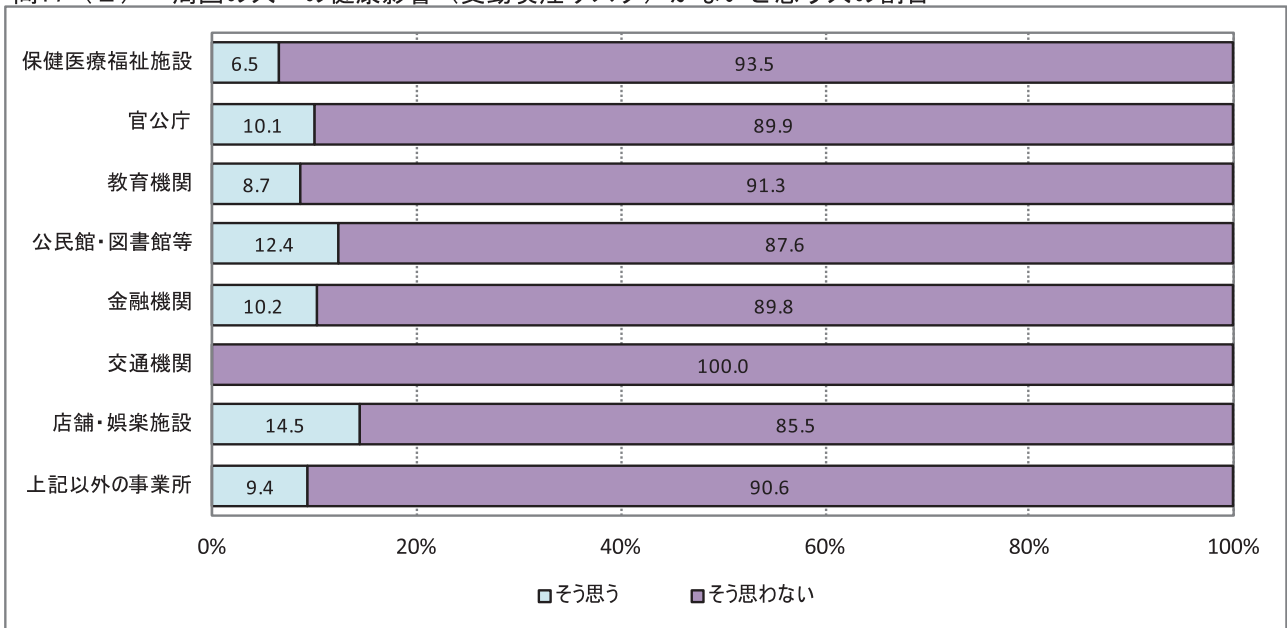
(13) 「加熱式たばこ」の健康への影響の認知度

- ・「加熱式たばこ」が喫煙者本人の健康に影響があると回答した施設は、保健医療福祉施設（94.4%）が最も高く、次いで官公庁（93.0%）、教育機関（92.3%）であった。
- ・「加熱式たばこ」が周囲の人の健康に影響があると回答した施設は、交通機関（100.0%）が最も高く、次いで保健医療福祉施設（93.5%）、教育機関（91.3%）であった。

問17（1） 喫煙者本人への健康影響がないと思う人の割合



問17（2） 周囲の人への健康影響（受動喫煙リスク）がないと思う人の割合

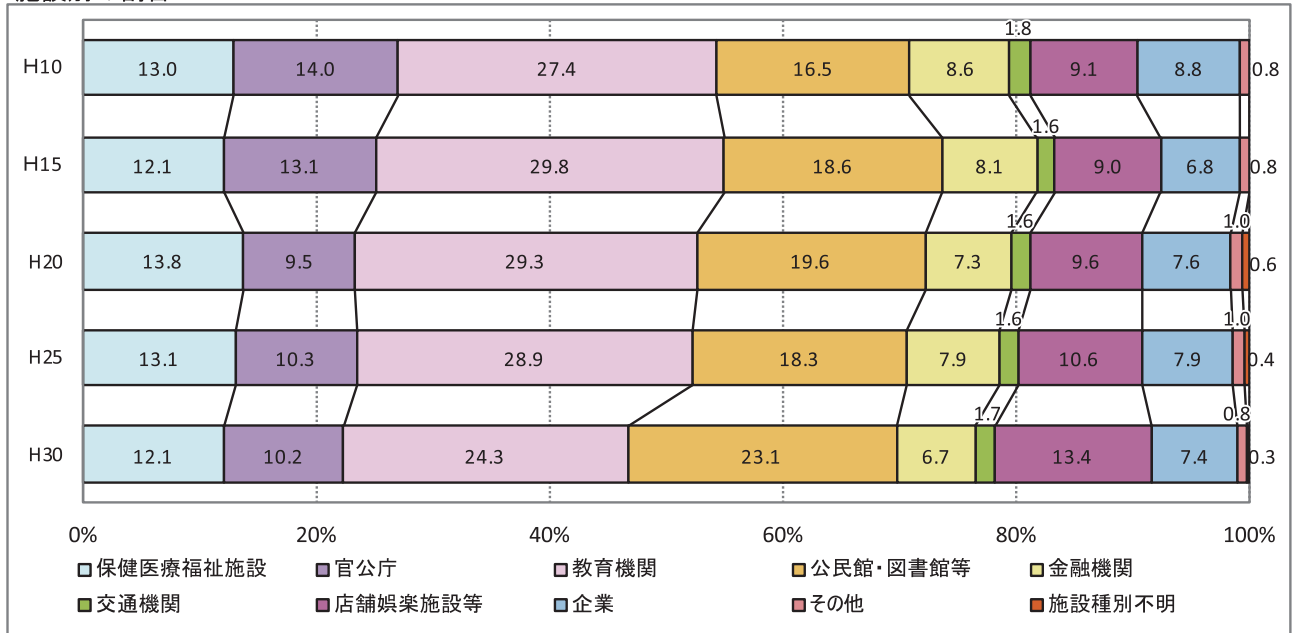


## 4 調査結果の概要（年度別推移 H10・H15・H20・H25・H30・R05）

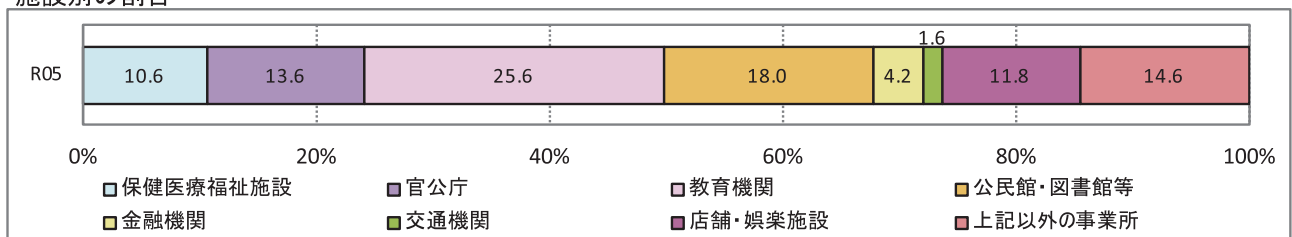
### （1）回答施設の状況

- ・施設別の割合では、調査年により多少の増減はあるが、全体では大きな差はなかった。

施設別の割合



施設別の割合

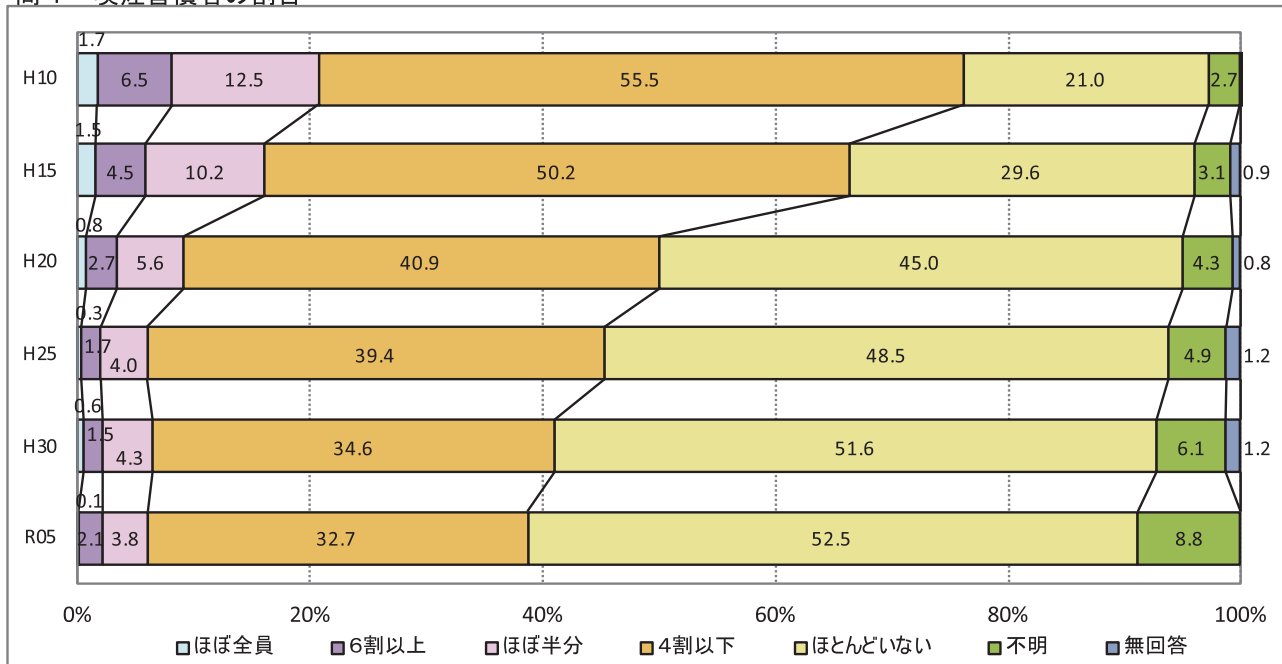


\* R05調査では、「企業」「その他」をまとめ、「上記以外の事業所」として実施。

## (2) 喫煙習慣者の割合

- ・喫煙習慣者は、「ほぼ全員」「6割以上」「ほぼ半分」「4割以下」が年々減少傾向にあり、一方で「ほとんどいない」が、年々増加傾向である。

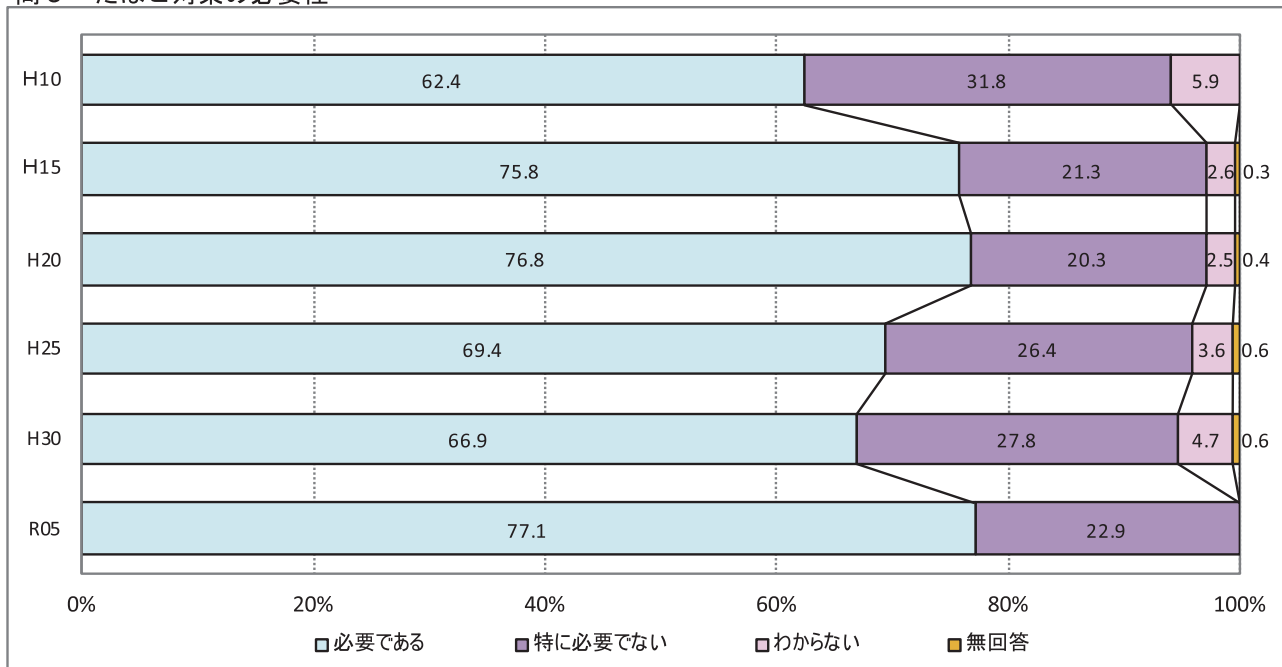
問4 喫煙習慣者の割合



## (3) たばこ対策の必要性

- ・たばこ対策が「必要である」と回答した施設は、60%台~70%台で推移している。

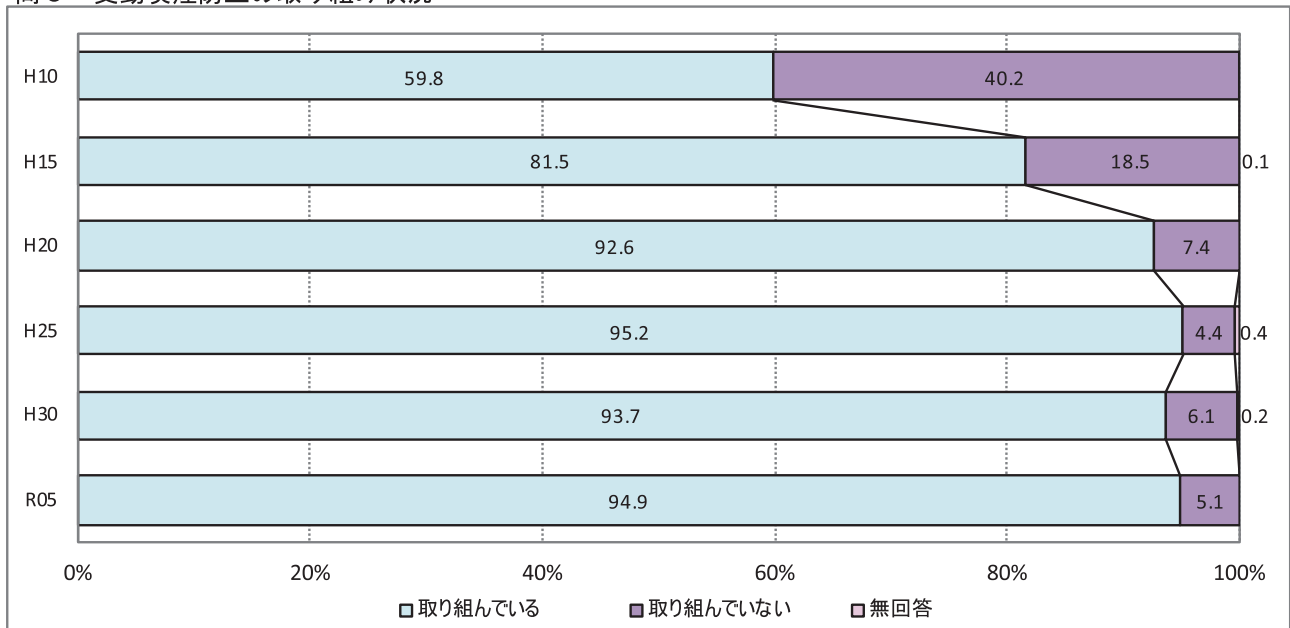
問5 たばこ対策の必要性



#### (4) 受動喫煙防止対策の取り組み状況

- ・受動喫煙防止に「取り組んでいる」と回答した施設は、H20年度調査以降90%台で推移している。

問6 受動喫煙防止の取り組み状況

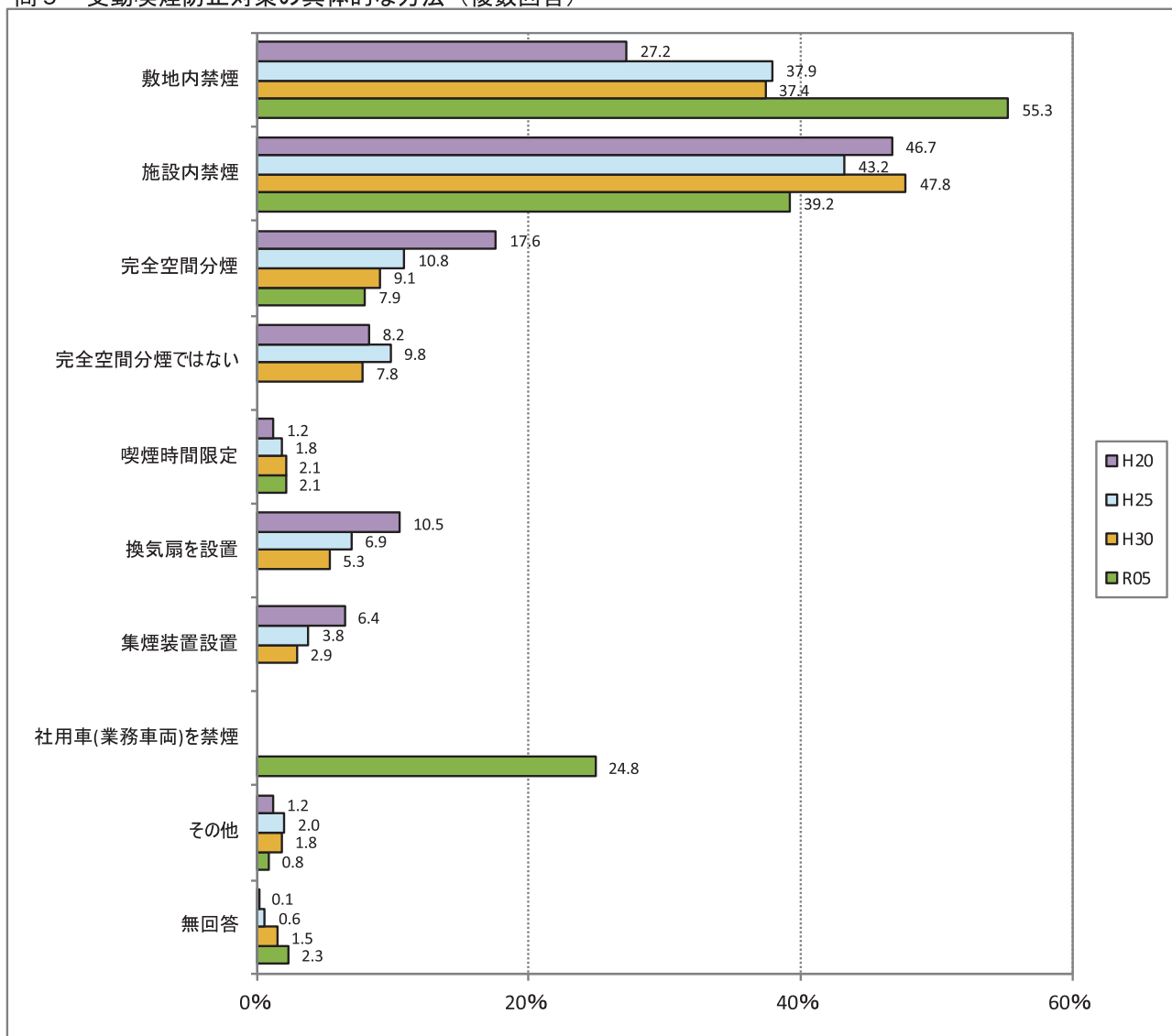




(5) 受動喫煙防止対策の具体的な方法 ※H20・H25・H30・R05 (H20からの設問)

・受動喫煙防止の具体的な方法は、「敷地内禁煙」と「施設内禁煙」が多い。

問9 受動喫煙防止対策の具体的な方法 (複数回答)



\* R05調査では、「完全空間分煙ではない」「換気扇を設置」「集煙装置設置」の選択肢

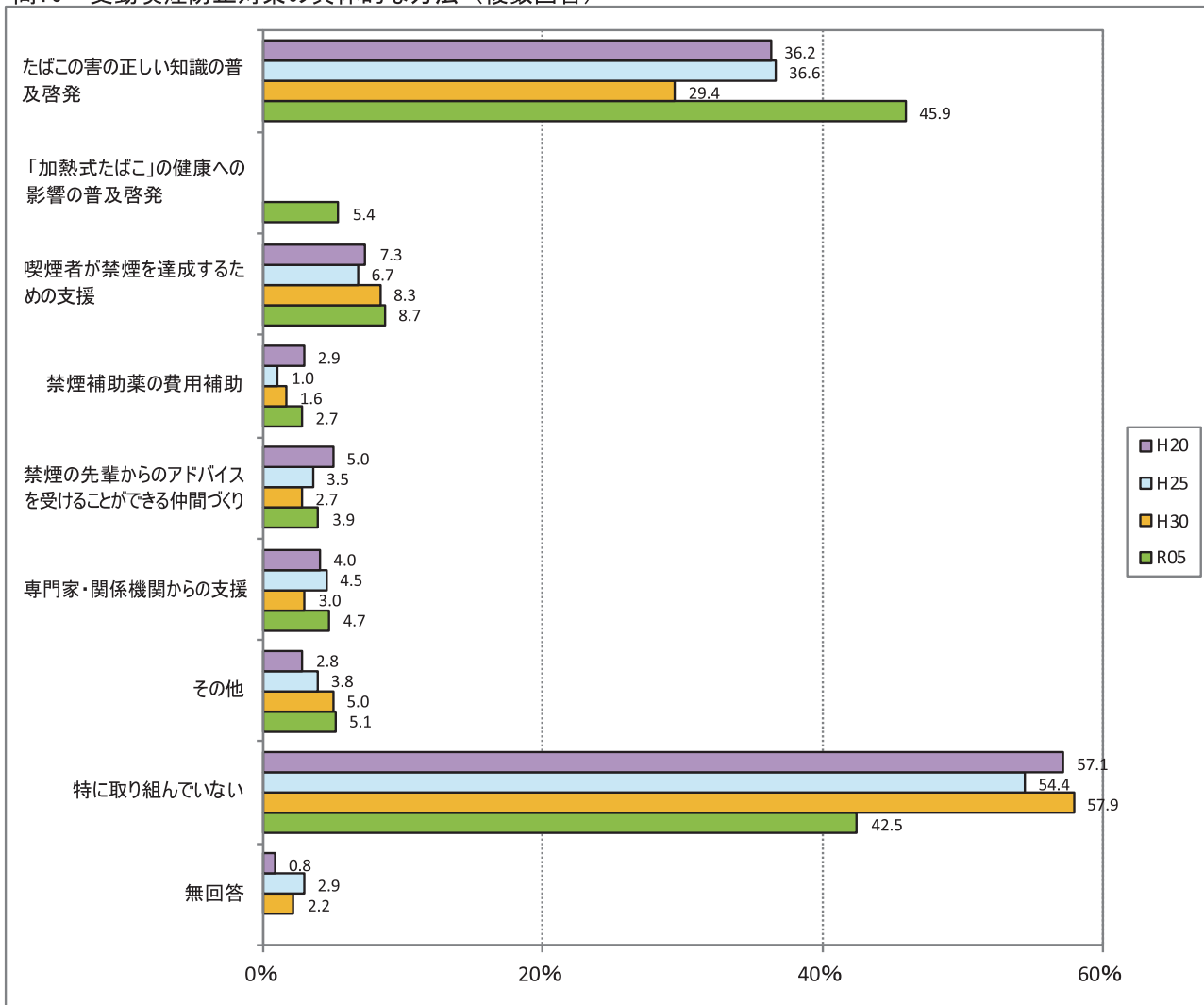
をなくし、「社用車(業務車両)を禁煙」を新たに追加して実施

\* その他の回答内容は、P. 51に掲載

(6) 「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組み状況 ※H20・H25・H30・R05 (H20からの設問)

- ・「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組み内容は、「たばこの害の正しい知識の普及啓発」が増加し、「特に取り組んでいない」施設が減少した。

問10 受動喫煙防止対策の具体的な方法（複数回答）

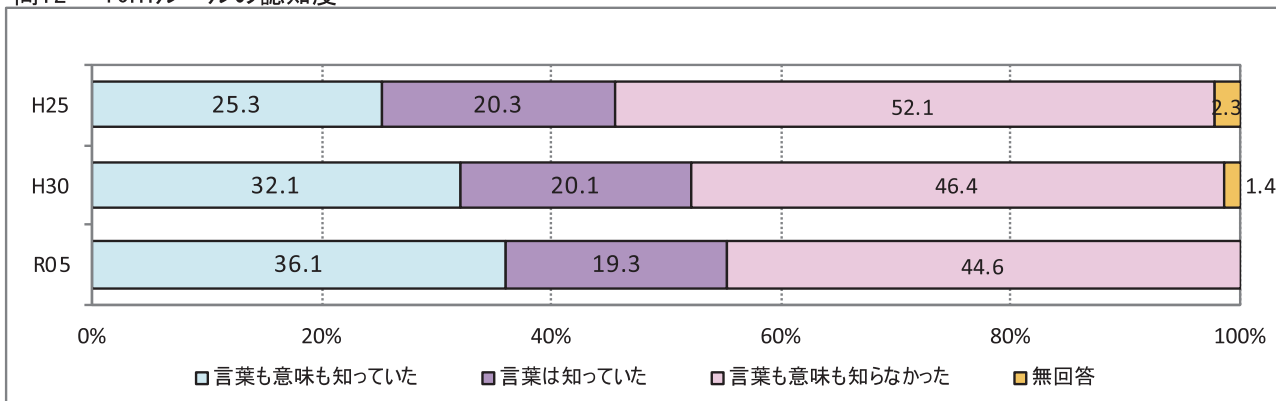


\* その他の回答内容は、P. 52に掲載

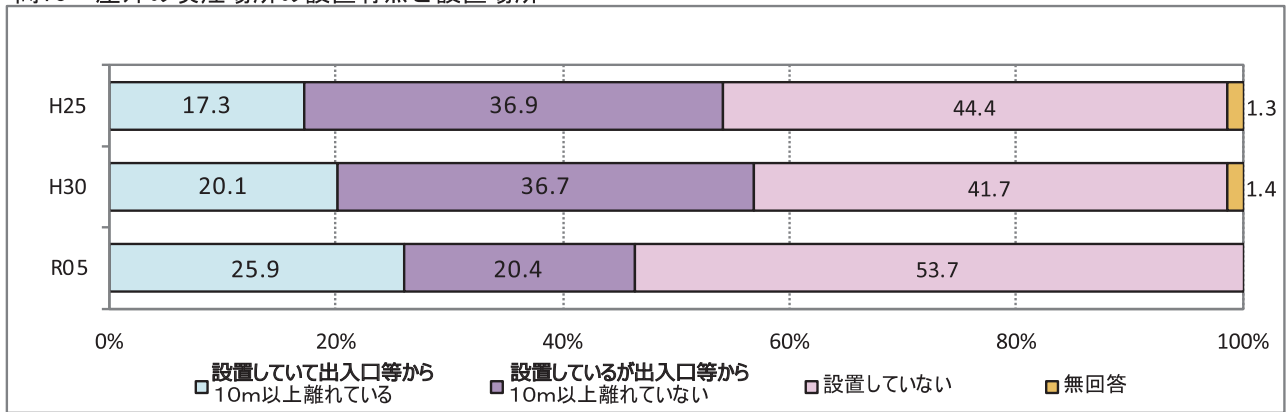
(7) 10mルールの認知度と設置の有無・場所 ※H25・H30・R05の比較 (H25からの設問)

- ・「10mルール」の認知度は、「言葉も意味も知っていた」が増加している。
- ・屋外に喫煙場所を設置していない施設が5割を超えた。屋外に喫煙場所を設置している施設の中では「出入口等から10m以上離れている」施設が増加した。

問12 10mルールの認知度



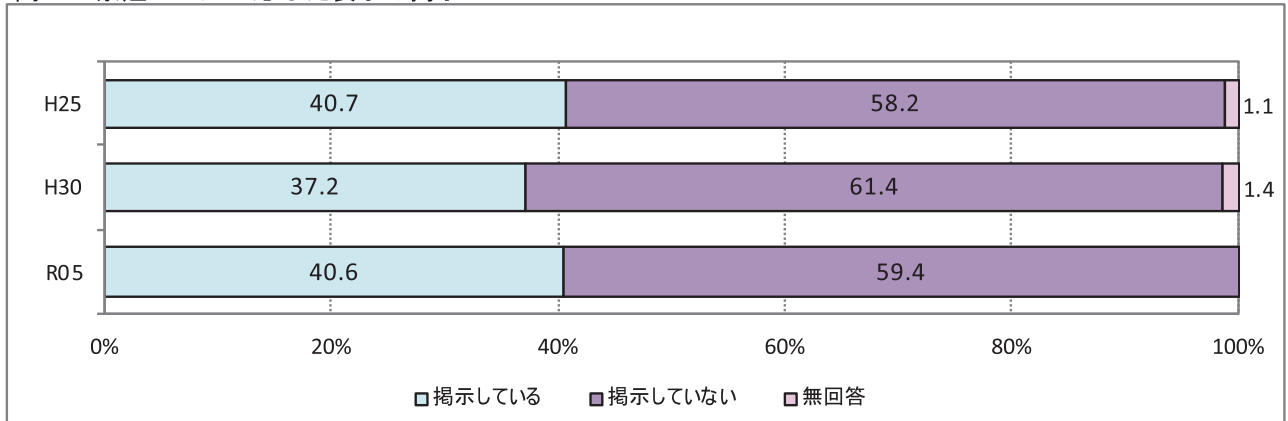
問13 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所



(8) 禁煙レベルに応じた標示の掲示 ※H25・H30・R05の比較 (H25からの設問)

- ・禁煙・分煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所（施設の入口等）に「掲示していない」施設の方が多い。

問14 禁煙レベルに応じた表示の掲示



## 5 数値表

・数値表に掲載している数値は四捨五入のため、内訳合計が総数と合わないことがある。

### (1) 全体

問1 貴事業所(施設)の種別について、あてはまるものをお答えください。

	数	%
保健医療福祉施設	124	10.6
官公庁	158	13.6
教育機関	298	25.6
公民館・図書館等	210	18.0
金融機関	49	4.2
交通機関	19	1.6
店舗・娯楽施設	138	11.8
上記以外の事業所	170	14.6
合計	1,166	100.0

問2 貴事業所(施設)の従業員数について、あてはまるものをお答えください。

	数	%
10人未満	348	29.8
10人～49人	525	45.0
50人～99人	158	13.6
100人～299人	91	7.8
300人～999人	34	2.9
1,000人以上	10	0.9
合計	1,166	100.0

問3 貴事業所(施設)の従業員の男女比について、あてはまるものをお答えください。

	数	%
ほぼ全員男性	111	9.5
6割以上が男性	290	24.9
ほぼ半々	292	25.0
6割以上が女性	372	31.9
ほぼ全員女性	101	8.7
合計	1,166	100.0

問4(1) 貴事業所(施設)の従業員のうち、喫煙習慣のある方はどれくらいですか。

	数	%
ほぼ全員	1	0.1
6割以上	25	2.1
ほぼ半分	44	3.8
4割以下	381	32.7
ほとんどない	612	52.5
不明	103	8.8
合計	1,166	100.0

問4(2) 喫煙習慣のある従業員のうち、「加熱式たばこ」を使用している方はどれくらいですか。

	数	%
ほぼ全員	69	5.9
6割以上	71	6.1
ほぼ半分	80	6.9
4割以下	97	8.3
ほとんどない	524	44.9
不明	325	27.9
合計	1,166	100.0

問5 貴事業所(施設)のたばこ対策の必要性について、施設としてのお考えをお聞かせください。

	数	%
必要である	899	77.1
特に必要ではない	267	22.9
合計	1,166	100.0

問6 貴事業所(施設)の「受動喫煙防止」の取り組み状況はいかがですか。

	数	%
取り組んでいる	1,107	94.9
取り組んでいない	59	5.1
合計	1,166	100.0

問7 問6で、受動喫煙防止に「1」取り組んでいる」と回答した事業所(施設)におたずねします。

貴事業所(施設)で、「受動喫煙防止」に取り組んだ動機をお答えください。(複数回答可)

	数	%
法令等(健康増進法やガイドライン)の規制による	786	71.0
事業所・法人等の方針による	580	52.4
利用者の健康を考慮して	418	37.8
従業員の健康を考慮して	466	42.1
テナント入居している施設の方針	26	2.3
従業員や利用者の声	90	8.1
その他	8	0.7
無回答	30	2.7
合計	2,404	

\* %の分母は、問6で「1」取り組んでいる」と回答した1,107施設

問8 問6で、受動喫煙防止に「2」取り組んでいない」と回答した事業所(施設)におたずねします。

(1) その理由(または取り組むうえで困難なこと)は何ですか。(複数回答可)

	数	%
喫煙場所を設置するためのスペースがない	11	18.6
喫煙場所の改善・改修に費用がかかる	8	13.6
利用者・従業員に喫煙者が多い	4	6.8
代表者・責任者、従業員の協力が得られない	1	1.7
テナント入居しているので、貸主との調整が困難	1	1.7
受動喫煙防止対策の具体的な方法や相談先がわからない	1	1.7
その他	34	57.6
無回答	6	10.2
合計	66	

\* %の分母は、問6で「2」取り組んでいない」と回答した59施設

(2) 今後、「受動喫煙防止」に取り組む予定はありますか。

	数	%
1年以内に取り組む予定がある	1	1.7
取り組む予定はあるが、時期は未定	9	15.3
ない	46	78.0
無回答	3	5.1
合計	59	

問9 問6で、受動喫煙防止に「1）取り組んでいる」と回答した事業所(施設)におたずねします。

貴事業所(施設)の「受動喫煙防止」の具体的な方法についてお答えください。(複数回答可)

	数	%
敷地内を禁煙としている	612	55.3
屋内禁煙とし、喫煙場所を建物の外に設置している	434	39.2
施設内で喫煙場所を設置し、完全空間分煙としている	88	7.9
喫煙時間を限定している	23	2.1
社用車(業務車両)を禁煙にしている	275	24.8
その他	9	0.8
無回答	25	2.3
合計	1,466	

\*%の分母は、問6で「1）取り組んでいる」と回答した1,107施設

問10 貴事業所(施設)のたばこ対策で「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組み状況をお答えください。

(複数回答可)

	数	%
たばこの害の正しい知識の普及啓発	535	45.9
「加熱式たばこ」の健康への影響の普及啓発	63	5.4
喫煙者が禁煙を達成するための支援	101	8.7
ニコチンパッチ等の禁煙補助薬の費用補助	32	2.7
禁煙の先輩からのアドバイスを受けることができる仲間づくり	46	3.9
専門家、関係機関からの支援	55	4.7
その他	60	5.1
取り組んでいない	495	42.5
合計	1,387	

問11 問10で、喫煙防止や喫煙者への禁煙支援に「8）取り組んでいない」と回答した事業所(施設)におたずねします。

(1) その理由(または取り組むうえで困難なこと)は何ですか。(複数回答可)

	数	%
従業員に禁煙を強制できない	220	44.4
どのような対策・取り組みをすれば良いのかわからない	40	8.1
教材や指導者の確保が難しい	7	1.4
従業員のたばこの害についての知識が薄い	7	1.4
従業員から支援の要望がない	156	31.5
対策を行うための設備投資が必要	24	4.8
その他	104	21.0
無回答	61	12.3
合計	619	

\*%の分母は、問10で「8）取り組んでいない」と回答した495施設

(2) 今後、「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」に取り組む予定はありますか。

	数	%
1年以内に取り組む予定がある	6	1.2
取り組む予定はあるが、時期は未定	90	18.2
ない	376	76.0
無回答	23	4.6
合計	495	

問12 山口県たばこ対策ガイドライン(第3次)では、受動喫煙防止対策の取組として、屋外に喫煙場所を設置する際、「10mルール」を設定しています。「10mルール」について、知っていましたか。

	数	%
「10mルール」の言葉も意味も知っていた	421	36.1
言葉は知っていた	225	19.3
言葉も意味も知らなかった	520	44.6
合計	1,166	100.0

問13 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所についておたずねします。

	数	%
設置していて、喫煙場所は出入口等から10m以上離れている	302	25.9
設置しているが、喫煙場所は出入口等から10m以上離れていない	238	20.4
設置していない	626	53.7
合計	1,166	100.0

問14 禁煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所(施設の入口等)に掲示していますか。

	数	%
掲示している	473	40.6
掲示していない	693	59.4
合計	1,166	100.0

問15 健康増進法の改正に伴い、受動喫煙防止対策が強化され、2020年4月1日に全面施行されました。

あなたは、健康増進法の改正内容について、どのようなことを知っていますか。(複数回答可)

	数	%
学校、病院・診療所、児童福祉施設、行政機関などは、「敷地内禁煙」である	1,083	92.9
事務所、工場、店舗、飲食店など、人が複数集まる場所は、原則「屋内禁煙」である	739	63.4
法律施行時点の既存飲食店のうち、中小企業や個人が運営する店舗であって、面積が100㎡以下の小規模飲食店は、経過措置期間中は、標識の掲示により喫煙が可能である。	260	22.3
20歳未満の者は、喫煙室等たばこが吸える場所に立ち入ることができない	491	42.1
屋外や家庭などで喫煙する場合、周囲の状況に配慮しなければならない	561	48.1
施設内に喫煙室がある場合、施設や喫煙室の入口に標識を掲示しなければならない	356	30.5
違反者には、罰則(過料)が課せられることがある	321	27.5
その他	0	0.0
知らなかった(この調査で初めて知った)	44	3.8
合計	3,855	

問16 あなたは、「受動喫煙」によって、次の病気にかかりやすくなることを知っていますか。(複数回答可)

	数	%
がん	1,133	97.2
喘息	886	76.0
虚血性心疾患	521	44.7
脳血管疾患(脳卒中)	673	57.7
乳幼児突然死症候群(SIDS)	392	33.6
歯周病	421	36.1
COPD(慢性閉塞性肺疾患)	492	42.2
知らなかった(この調査で初めて知った)	18	1.5
合計	4,536	

問17 あなたは、「加熱式たばこ」は、健康への影響があると思いますか。

(1) 加熱式たばこには、有害物質は含まれておらず、喫煙者本人の健康への影響は、ほぼ無い

	数	%
そう思う	103	8.8
そうは思わない	1,063	91.2
合計	1,166	100.0

(2) 加熱式たばこは、周囲の人の健康への影響(受動喫煙リスク)は、ほぼ無い

	数	%
そう思う	117	10.0
そうは思わない	1,049	90.0
合計	1,166	100.0



【問4(1)×問6:喫煙習慣者と受動喫煙防止の取り組みの関係】

(喫煙習慣者の割合)	取り組んでいる		取り組んでいない	
	数	%	数	%
ほぼ全員	1	0.1	0	0.0
6割以上	23	2.1	2	3.4
ほぼ半々	43	3.9	1	1.7
4割以下	372	33.6	9	15.3
ほとんどいない	567	51.2	45	76.3
不明	101	9.1	2	3.4
合計	1,107	100.0	59	100.0

(喫煙習慣者の割合)	取り組んでいる		取り組んでいない		合計	
	数	%	数	%	数	%
ほぼ全員	1	100.0	0	0.0	1	100.0
6割以上	23	92.0	2	8.0	25	100.0
ほぼ半々	43	97.7	1	2.3	44	100.0
4割以下	372	97.6	9	2.4	381	100.0
ほとんどいない	567	92.6	45	7.4	612	100.0
不明	101	98.1	2	1.9	103	100.0

【問5×問6:たばこ対策の必要性と受動喫煙防止の取り組みの関係】

(たばこ対策の必要性)	取り組んでいる		取り組んでいない	
	数	%	数	%
必要である	881	79.6	18	30.5
特に必要ではない	226	20.4	41	69.5
合計	1,107	100.0	59	100.0

(たばこ対策の必要性)	取り組んでいる		取り組んでいない		合計	
	数	%	数	%	数	%
必要である	881	98.0	18	2.0	899	100.0
特に必要ではない	226	84.6	41	15.4	267	100.0

【問5×問6×問8(1):たばこ対策が必要と考えているが、対策に取り組んでいない理由】

(対策に取り組まない理由)	数	%
喫煙場所を設置するためのスペースがない	8	44.4
喫煙場所の改善・改修に費用がかかる	5	27.8
利用者・従業員に喫煙者が多い	2	11.1
代表者・責任者、従業員の協力が得られない	1	5.6
テナント入居しているので、貸主との調整が困難	1	5.6
受動喫煙防止対策の具体的な方法や相談先がわからない	0	0.0
その他	4	22.2
無回答	2	11.1
合計	23	

\*%の分母は、必要と考えているが、対策に「取り組んでいない」18施設

【問12×問13: 10mルールの認知度と屋外喫煙場所の設置の有無と場所の関係】

(認知度)	出入口等から10m以上 離れている		出入口等から10m以上 離れていない		設置していない	
	数	%	数	%	数	%
言葉も意味も知っている	164	54.3	45	18.9	212	33.9
言葉は知っていた	48	15.9	50	21.0	127	20.3
言葉も意味も知らなかった	90	29.8	143	60.1	287	45.8
合計	302	100.0	238	100.0	626	100.0

(認知度)	出入口等から10m以上 離れている		出入口等から10m以上 離れていない		設置していない		合計	
	数	%	数	%	数	%	数	%
言葉も意味も知っている	164	39.0	45	10.7	212	50.4	421	100.0
言葉は知っていた	48	21.3	50	22.2	127	56.4	225	100.0
言葉も意味も知らなかった	90	17.3	143	27.5	287	55.2	520	100.0

## (2) 施設別

※施設分類は、番号で表示。詳細はP.3のとおり。

問4(1) 貴事業所(施設)の従業員のうち、喫煙習慣のある方はどれくらいですか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
ほぼ全員	0	0	0	1	0	0	0	0	1
6割以上	0	2	0	3	1	2	7	10	25
ほぼ半分	3	0	2	6	2	4	12	15	44
4割以下	25	71	49	35	28	8	54	111	381
ほとんどない	81	68	198	156	18	1	59	31	612
不明	15	17	49	9	0	4	6	3	103
合計	124	158	298	210	49	19	138	170	1,166

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
ほぼ全員	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
6割以上	0.0	1.3	0.0	1.4	2.0	10.5	5.1	5.9	2.1
ほぼ半分	2.4	0.0	0.7	2.9	4.1	21.1	8.7	8.8	3.8
4割以下	20.2	44.9	16.4	16.7	57.1	42.1	39.1	65.3	32.7
ほとんどない	65.3	43.0	66.4	74.3	36.7	5.3	42.8	18.2	52.5
不明	12.1	10.8	16.4	4.3	0.0	21.1	4.3	1.8	8.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問4(2) 喫煙習慣のある従業員のうち、「加熱式たばこ」を使用している方はどれくらいですか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
ほぼ全員	2	12	18	14	3	0	8	12	69
6割以上	2	11	9	1	5	4	15	24	71
ほぼ半分	4	11	10	9	5	3	15	23	80
4割以下	6	9	10	2	7	1	18	44	97
ほとんどない	64	59	128	150	23	7	59	34	524
不明	46	56	123	34	6	4	23	33	325
合計	124	158	298	210	49	19	138	170	1,166

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
ほぼ全員	1.6	7.6	6.0	6.7	6.1	0.0	5.8	7.1	5.9
6割以上	1.6	7.0	3.0	0.5	10.2	21.1	10.9	14.1	6.1
ほぼ半分	3.2	7.0	3.4	4.3	10.2	15.8	10.9	13.5	6.9
4割以下	4.8	5.7	3.4	1.0	14.3	5.3	13.0	25.9	8.3
ほとんどない	51.6	37.3	43.0	71.4	46.9	36.8	42.8	20.0	44.9
不明	37.1	35.4	41.3	16.2	12.2	21.1	16.7	19.4	27.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問5 貴事業所(施設)のたばこ対策の必要性について、施設としてのお考えをお聞かせください。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
必要である	110	135	199	148	34	17	107	149	899
特に必要ではない	14	23	99	62	15	2	31	21	267
合計	124	158	298	210	49	19	138	170	1,166

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
必要である	88.7	85.4	66.8	70.5	69.4	89.5	77.5	87.6	77.1
特に必要ではない	11.3	14.6	33.2	29.5	30.6	10.5	22.5	12.4	22.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問6 貴事業所(施設)の「受動喫煙防止」の取り組み状況はいかがですか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
取り組んでいる	119	157	281	198	45	18	123	166	1,107
取り組んでいない	5	1	17	12	4	1	15	4	59
合計	124	158	298	210	49	19	138	170	1,166

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
取り組んでいる	96.0	99.4	94.3	94.3	91.8	94.7	89.1	97.6	94.9
取り組んでいない	4.0	0.6	5.7	5.7	8.2	5.3	10.9	2.4	5.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問7 問6で、受動喫煙防止に「1)取り組んでいる」と回答した事業所(施設)におたずねします。

貴事業所(施設)で、「受動喫煙防止」に取り組んだ動機をお答えください。(複数回答可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
健康増進法やガイドラインの規制	88	128	227	151	25	13	65	89	786
事業所・法人等の方針	74	88	125	105	27	9	65	87	580
利用者の健康を考えて	71	59	95	79	12	5	51	46	418
従業員の健康を考えて	64	67	95	46	22	4	53	115	466
テナント入居している施設の方針	1	5	1	8	2	0	3	6	26
従業員や利用者の声	10	4	10	13	3	3	26	21	90
その他	3	0	3	0	0	0	0	2	8
無回答	5	2	9	7	3	0	1	3	30
計(回答数)	316	353	565	409	94	34	264	369	2,404
計(施設数)	119	157	281	198	45	18	123	166	1,107

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
健康増進法やガイドラインの規制	73.9	81.5	80.8	76.3	55.6	72.2	52.8	53.6	71.0
事業所・法人等の方針	62.2	56.1	44.5	53.0	60.0	50.0	52.8	52.4	52.4
利用者の健康を考えて	59.7	37.6	33.8	39.9	26.7	27.8	41.5	27.7	37.8
従業員の健康を考えて	53.8	42.7	33.8	23.2	48.9	22.2	43.1	69.3	42.1
テナント入居している施設の方針	0.8	3.2	0.4	4.0	4.4	0.0	2.4	3.6	2.3
従業員や利用者の声	8.4	2.5	3.6	6.6	6.7	16.7	21.1	12.7	8.1
その他	2.5	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.7
無回答	4.2	1.3	3.2	3.5	6.7	0.0	0.8	1.8	2.7

\* %の分母は、問6で「1)取り組んでいる」と回答した各施設数

問8 問6で、受動喫煙防止に「2）取り組んでいない」と回答した事業所(施設)におたずねします。

(1)その理由(または取り組むうえで困難なこと)は何ですか。(複数回答可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
スペースがない	1	1	3	2	0	0	2	2	11
喫煙場所の改善・改修に費用がかかる	1	0	1	1	0	1	3	1	8
喫煙者が多い	0	0	1	0	0	1	2	0	4
協力が得られない	0	0	0	0	0	0	0	1	1
貸主との調整が困難	0	0	0	0	1	0	0	0	1
方法や相談先がわからない	0	0	0	0	0	0	1	0	1
その他	2	0	11	9	2	0	9	1	34
無回答	2	0	2	0	1	0	1	0	6
計(回答数)	6	1	18	12	4	2	18	5	66
計(施設数)	5	1	17	12	4	1	15	4	59

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
スペースがない	20.0	100.0	17.6	16.7	0.0	0.0	13.3	50.0	18.6
喫煙場所の改善・改修に費用がかかる	20.0	0.0	5.9	8.3	0.0	100.0	20.0	25.0	13.6
喫煙者が多い	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	100.0	13.3	0.0	6.8
協力が得られない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	1.7
貸主との調整が困難	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	1.7
方法や相談先がわからない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	1.7
その他	40.0	0.0	64.7	75.0	50.0	0.0	60.0	25.0	57.6
無回答	40.0	0.0	11.8	0.0	25.0	0.0	6.7	0.0	10.2

\* %の分母は、問6で「2）取り組んでいない」と回答した各施設数

(2)今後、「受動喫煙防止」に取り組む予定はありますか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
1年以内に取り組む予定がある	0	0	1	0	0	0	0	0	1
取り組む予定はあるが、時期は未定	1	0	2	1	0	0	3	2	9
ない	3	1	13	11	4	1	11	2	46
無回答	1	0	1	0	0	0	1	0	3
合計	5	1	17	12	4	1	15	4	59

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
1年以内に取り組む予定がある	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
取り組む予定はあるが、時期は未定	20.0	0.0	11.8	8.3	0.0	0.0	20.0	50.0	15.3
ない	60.0	100.0	76.5	91.7	100.0	100.0	73.3	50.0	78.0
無回答	20.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	5.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問9 問6で、受動喫煙防止に「1）取り組んでいる」と回答した事業所(施設)におたずねします。

貴事業所(施設)の「受動喫煙防止」の具体的な方法についてお答えください。(複数回答可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
敷地内禁煙	99	74	260	114	10	2	25	28	612
屋内禁煙とし、喫煙場所を建物の外に設置	23	85	12	82	26	17	68	121	434
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙)	2	9	2	6	7	3	33	26	88
喫煙時間を限定	4	3	0	2	0	0	5	9	23
社用車(業務車両)を禁煙	27	71	16	32	19	8	30	72	275
その他	0	1	1	1	1	0	4	1	9
無回答	1	0	9	4	5	0	3	3	25
計(回答数)	156	243	300	241	68	30	168	260	1,466
計(施設数)	119	157	281	198	45	18	123	166	1,107

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
敷地内禁煙	83.2	47.1	92.5	57.6	22.2	11.1	20.3	16.9	55.3
屋内禁煙とし、喫煙場所を建物の外に設置	19.3	54.1	4.3	41.4	57.8	94.4	55.3	72.9	39.2
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙)	1.7	5.7	0.7	3.0	15.6	16.7	26.8	15.7	7.9
喫煙時間を限定	3.4	1.9	0.0	1.0	0.0	0.0	4.1	5.4	2.1
社用車(業務車両)を禁煙	22.7	45.2	5.7	16.2	42.2	44.4	24.4	43.4	24.8
その他	0.0	0.6	0.4	0.5	2.2	0.0	3.3	0.6	0.8
無回答	0.8	0.0	3.2	2.0	11.1	0.0	2.4	1.8	2.3

\* %の分母は、問6で「1）取り組んでいる」と回答した各施設数

問10 貴事業所(施設)のたばこ対策で「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組み状況をお答えください。

(複数回答可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
たばこの害の普及啓発	60	87	169	79	20	3	31	86	535
「加熱式たばこ」の健康への影響の普及啓発	12	17	6	2	4	1	7	14	63
禁煙を達成するための支援	27	21	4	4	13	1	13	18	101
禁煙補助薬の費用補助	3	13	1	0	7	1	4	3	32
禁煙達成者との仲間づくり	2	10	10	2	2	0	9	11	46
専門家、関係機関からの支援	8	12	9	4	5	3	7	7	55
その他	11	10	11	10	2	0	9	7	60
特に取り組んでいない	42	56	109	118	17	12	78	63	495
計(回答数)	165	226	319	219	70	21	158	209	1,387
計(施設数)	124	158	298	210	49	19	138	170	1,166

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
たばこの害の普及啓発	48.4	55.1	56.7	37.6	40.8	15.8	22.5	50.6	45.9
「加熱式たばこ」の健康への影響の普及啓発	9.7	10.8	2.0	1.0	8.2	5.3	5.1	8.2	5.4
禁煙を達成するための支援	21.8	13.3	1.3	1.9	26.5	5.3	9.4	10.6	8.7
禁煙補助薬の費用補助	2.4	8.2	0.3	0.0	14.3	5.3	2.9	1.8	2.7
禁煙達成者との仲間づくり	1.6	6.3	3.4	1.0	4.1	0.0	6.5	6.5	3.9
専門家、関係機関からの支援	6.5	7.6	3.0	1.9	10.2	15.8	5.1	4.1	4.7
その他	8.9	6.3	3.7	4.8	4.1	0.0	6.5	4.1	5.1
特に取り組んでいない	33.9	35.4	36.6	56.2	34.7	63.2	56.5	37.1	42.5

問11 問10で、喫煙防止や喫煙者への禁煙支援に「8」取り組んでいない」と回答した事業所(施設)におたずねします。

(1) その理由(または取り組むうえで困難なこと)は何ですか。(複数回答可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
従業員に禁煙を強制できない	14	27	48	29	8	8	44	42	220
どのような対策・取り組みをすれば良いのかわからない	2	5	2	12	2	0	7	10	40
教材や指導者の確保が難しい	0	2	0	2	0	0	2	1	7
たばこの害についての知識が薄い	0	0	0	2	1	0	2	2	7
支援の要望がない	12	18	41	30	6	3	27	19	156
対策を行うための設備投資が必要	0	3	5	6	2	0	7	1	24
その他	12	4	23	46	5	0	10	4	104
無回答	7	6	11	15	1	3	11	7	61
計(回答数)	47	65	130	142	25	14	110	86	619
計(施設数)	42	56	109	118	17	12	78	63	495

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
従業員に禁煙を強制できない	33.3	48.2	44.0	24.6	47.1	66.7	56.4	66.7	44.4
どのような対策・取り組みをすれば良いのかわからない	4.8	8.9	1.8	10.2	11.8	0.0	9.0	15.9	8.1
教材や指導者の確保が難しい	0.0	3.6	0.0	1.7	0.0	0.0	2.6	1.6	1.4
たばこの害についての知識が薄い	0.0	0.0	0.0	1.7	5.9	0.0	2.6	3.2	1.4
支援の要望がない	28.6	32.1	37.6	25.4	35.3	25.0	34.6	30.2	31.5
対策を行うための設備投資が必要	0.0	5.4	4.6	5.1	11.8	0.0	9.0	1.6	4.8
その他	28.6	7.1	21.1	39.0	29.4	0.0	12.8	6.3	21.0
無回答	16.7	10.7	10.1	12.7	5.9	25.0	14.1	11.1	12.3

\* %の分母は、問10で「8」取り組んでいない」と回答した各施設数

(2) 今後、「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」に取り組む予定はありますか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
1年以内に取り組む予定がある	2	1	1	1	0	0	0	1	6
取り組む予定はあるが、時期は未定	6	6	13	16	4	4	17	24	90
ない	32	46	88	97	13	8	57	35	376
無回答	2	3	7	4	0	0	4	3	23
合計	42	56	109	118	17	12	78	63	495

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
1年以内に取り組む予定がある	4.8	1.8	0.9	0.8	0.0	0.0	0.0	1.6	1.2
取り組む予定はあるが、時期は未定	14.3	10.7	11.9	13.6	23.5	33.3	21.8	38.1	18.2
ない	76.2	82.1	80.7	82.2	76.5	66.7	73.1	55.6	76.0
無回答	4.8	5.4	6.4	3.4	0.0	0.0	5.1	4.8	4.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問12 山口県たばこ対策ガイドライン(第3次)では、受動喫煙防止対策の取組として、屋外に喫煙場所を設置する際、「10mルール」を設定しています。「10mルール」について、知っていましたか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
「10mルール」の言葉も意味も知っていた	49	76	102	85	9	4	38	58	421
言葉は知っていた	21	26	63	45	4	7	24	35	225
言葉も意味も知らなかった	54	56	133	80	36	8	76	77	520
合計	124	158	298	210	49	19	138	170	1,166

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
「10mルール」の言葉も意味も知っていた	39.5	48.1	34.2	40.5	18.4	21.1	27.5	34.1	36.1
言葉は知っていた	16.9	16.5	21.1	21.4	8.2	36.8	17.4	20.6	19.3
言葉も意味も知らなかった	43.5	35.4	44.6	38.1	73.5	42.1	55.1	45.3	44.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問13 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所についておたずねします。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
設置していて、喫煙場所は出入口等から10m以上離れている	20	63	35	63	8	5	43	65	302
設置しているが、喫煙場所は出入口等から10m以上離れていない	6	31	10	28	20	14	58	71	238
設置していない	98	64	253	119	21	0	37	34	626
合計	124	158	298	210	49	19	138	170	1,166

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
設置していて、喫煙場所は出入口等から10m以上離れている	16.1	39.9	11.7	30.0	16.3	26.3	31.2	38.2	25.9
設置しているが、喫煙場所は出入口等から10m以上離れていない	4.8	19.6	3.4	13.3	40.8	73.7	42.0	41.8	20.4
設置していない	79.0	40.5	84.9	56.7	42.9	0.0	26.8	20.0	53.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問14 禁煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所(施設の入口等)に掲示していますか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
掲示している	74	72	104	109	10	6	47	51	473
掲示していない	50	86	194	101	39	13	91	119	693
合計	124	158	298	210	49	19	138	170	1,166

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
掲示している	59.7	45.6	34.9	51.9	20.4	31.6	34.1	30.0	40.6
掲示していない	40.3	54.4	65.1	48.1	79.6	68.4	65.9	70.0	59.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



問15 健康増進法の改正に伴い、受動喫煙防止対策が強化され、2020年4月1日に全面施行されました。

あなたは、健康増進法の改正内容について、どのようなことを知っていますか。(複数回答可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
学校、病院・診療所、児童福祉施設、行政機関などは、「敷地内禁煙」である	120	145	288	191	43	17	126	153	1,083
事務所、工場、店舗、飲食店など、人が複数集まる場所は、原則「屋内禁煙」である	78	106	165	122	34	13	95	126	739
法律施行時点の既存飲食店のうち、中小企業や個人が運営する店舗であって、面積が100㎡以下の小規模飲食店は、経過措置期間中は、標識の掲示により喫煙が可能である。	36	44	41	34	14	4	43	44	260
20歳未満の者は、喫煙室等たばこが吸える場所に立ち入ることができない	61	68	140	57	14	8	65	78	491
屋外や家庭などで喫煙する場合、周囲の状況に配慮しなければならない	64	79	160	93	22	8	54	81	561
施設内に喫煙室がある場合、施設や喫煙室の入口に標識を掲示しなければならない	49	65	72	58	13	5	45	49	356
違反者には、罰則(過料)が課せられることがある	37	55	82	45	12	7	40	43	321
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知らなかった(この調査で初めて知った)	2	6	8	14	5	0	4	5	44
計(回答数)	447	568	956	614	157	62	472	579	3,855
計(施設数)	124	158	298	210	49	19	138	170	1,166

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
学校、病院・診療所、児童福祉施設、行政機関などは、「敷地内禁煙」である	96.8	91.8	96.6	91.0	87.8	89.5	91.3	90.0	92.9
事務所、工場、店舗、飲食店など、人が複数集まる場所は、原則「屋内禁煙」である	62.9	67.1	55.4	58.1	69.4	68.4	68.8	74.1	63.4
法律施行時点の既存飲食店のうち、中小企業や個人が運営する店舗であって、面積が100㎡以下の小規模飲食店は、経過措置期間中は、標識の掲示により喫煙が可能である。	29.0	27.8	13.8	16.2	28.6	21.1	31.2	25.9	22.3
20歳未満の者は、喫煙室等たばこが吸える場所に立ち入ることができない	49.2	43.0	47.0	27.1	28.6	42.1	47.1	45.9	42.1
屋外や家庭などで喫煙する場合、周囲の状況に配慮しなければならない	51.6	50.0	53.7	44.3	44.9	42.1	39.1	47.6	48.1
施設内に喫煙室がある場合、施設や喫煙室の入口に標識を掲示しなければならない	39.5	41.1	24.2	27.6	26.5	26.3	32.6	28.8	30.5
違反者には、罰則(過料)が課せられることがある	29.8	34.8	27.5	21.4	24.5	36.8	29.0	25.3	27.5
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知らなかった(この調査で初めて知った)	1.6	3.8	2.7	6.7	10.2	0.0	2.9	2.9	3.8

問16 あなたは、「受動喫煙」によって、次の病気にかかりやすくなることを知っていますか。(複数回答可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
がん	122	157	291	196	49	19	135	164	1,133
喘息	102	109	256	147	35	11	101	125	886
虚血性心疾患	92	73	167	67	21	4	43	54	521
脳血管疾患(脳卒中)	96	95	206	90	30	12	62	82	673
乳幼児突然死症候群(SIDS)	67	63	139	43	9	5	22	44	392
歯周病	71	70	145	39	16	5	28	47	421
COPD(慢性閉塞性肺疾患)	99	71	155	55	17	3	38	54	492
知らなかった(この調査で初めて知った)	1	1	4	7	0	0	1	4	18
計(回答数)	650	639	1,363	644	177	59	430	574	4,536
計(施設数)	124	158	298	210	49	19	138	170	1,166

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
がん	98.4	99.4	97.7	93.3	100.0	100.0	97.8	96.5	97.2
喘息	82.3	69.0	85.9	70.0	71.4	57.9	73.2	73.5	76.0
虚血性心疾患	74.2	46.2	56.0	31.9	42.9	21.1	31.2	31.8	44.7
脳血管疾患(脳卒中)	77.4	60.1	69.1	42.9	61.2	63.2	44.9	48.2	57.7
乳幼児突然死症候群(SIDS)	54.0	39.9	46.6	20.5	18.4	26.3	15.9	25.9	33.6
歯周病	57.3	44.3	48.7	18.6	32.7	26.3	20.3	27.6	36.1
COPD(慢性閉塞性肺疾患)	79.8	44.9	52.0	26.2	34.7	15.8	27.5	31.8	42.2
知らなかった(この調査で初めて知った)	0.8	0.6	1.3	3.3	0.0	0.0	0.7	2.4	1.5

問17 あなたは、「加熱式たばこ」は、健康への影響があると思いますか。

(1)加熱式たばこには、有害物質は含まれておらず、喫煙者本人の健康への影響は、ほぼ無い

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
そう思う	7	11	23	29	5	2	12	14	103
そうは思わない	117	147	275	181	44	17	126	156	1,063
合計	124	158	298	210	49	19	138	170	1,166

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
そう思う	5.6	7.0	7.7	13.8	10.2	10.5	8.7	8.2	8.8
そうは思わない	94.4	93.0	92.3	86.2	89.8	89.5	91.3	91.8	91.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2)加熱式たばこは、周囲の人の健康への影響(受動喫煙リスク)は、ほぼ無い

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
そう思う	8	16	26	26	5	0	20	16	117
そうは思わない	116	142	272	184	44	19	118	154	1,049
合計	124	158	298	210	49	19	138	170	1,166

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
そう思う	6.5	10.1	8.7	12.4	10.2	0.0	14.5	9.4	10.0
そうは思わない	93.5	89.9	91.3	87.6	89.8	100.0	85.5	90.6	90.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 年度別推移 (H10・H15・H20・H25・H30・R05)

[施設種別]

	調査年度	保健医療福祉施設	官公庁	教育機関	公民館・図書館等	金融機関	交通機関	店舗娯楽施設等	企業	その他	施設種別不明	合計
数	10	296	320	624	377	195	41	207	201	19	0	2,280
	15	220	238	542	339	147	29	164	124	15	0	1,818
	20	251	174	535	357	133	30	176	139	18	11	1,824
	25	215	169	473	300	129	27	173	130	16	6	1,638
	30	232	195	465	441	128	33	256	141	15	5	1,911
	05	124	158	298	210	49	19	138	170		0	1,166
%	10	13.0	14.0	27.4	16.5	8.6	1.8	9.1	8.8	0.8	0.0	100.0
	15	12.1	13.1	29.8	18.6	8.1	1.6	9.0	6.8	0.8	0.0	100.0
	20	13.8	9.5	29.3	19.6	7.3	1.6	9.6	7.6	1.0	0.6	100.0
	25	13.1	10.3	28.9	18.3	7.9	1.6	10.6	7.9	1.0	0.4	100.0
	30	12.1	10.2	24.3	23.1	6.7	1.7	13.4	7.4	0.8	0.3	100.0
	05	10.6	13.6	25.6	18.0	4.2	1.6	11.8	14.6		0.0	100.0

※R05調査は、「企業」「その他」をまとめて実施。

[従業員別割合]

	調査年度	10人未満	10人～49人	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	無回答	合計
数	10	675	1,118	262	175	37	11	2	2,280
	15	595	862	187	134	35	4	1	1,818
	20	586	836	184	156	51	6	5	1,824
	25	531	721	183	134	49	7	13	1,638
	30	690	805	206	143	52	12	3	1,911
	05	348	525	158	91	34	10	0	1,166
%	10	29.6	49.0	11.5	7.7	1.6	0.5	0.1	100.0
	15	32.7	47.4	10.3	7.4	1.9	0.2	0.1	100.0
	20	32.1	45.8	10.1	8.6	2.8	0.3	0.3	100.0
	25	32.4	44.0	11.2	8.2	3.0	0.4	0.8	100.0
	30	36.1	42.1	10.8	7.5	2.7	0.6	0.2	100.0
	05	29.8	45.0	13.6	7.8	2.9	0.9	0.0	100.0

[男女別割合] ※H10・H15は設問がないため、H20～とする

	調査年度	ほぼ全員男性	6割以上が男性	ほぼ半々	6割以上が女性	ほぼ全員女性	無回答	合計
数	20	179	442	438	545	211	9	1,824
	25	138	400	357	549	175	19	1,638
	30	167	470	408	634	222	10	1,911
	05	111	290	292	372	101	0	1,166
%	20	9.8	24.2	24.0	29.9	11.6	0.5	100.0
	25	8.4	24.4	21.8	33.5	10.7	1.2	100.0
	30	8.7	24.6	21.4	33.2	11.6	0.5	100.0
	05	9.5	24.9	25.0	31.9	8.7	0.0	100.0

[喫煙習慣のある者の割合]

	調査年度	ほぼ全員	6割以上	ほぼ半分	4割以下	ほとんどいない	不明	無回答	合計
数	10	38	149	285	1266	479	62	1	2,280
	15	27	81	186	913	538	57	16	1,818
	20	14	49	103	746	820	78	14	1,824
	25	5	28	65	645	795	80	20	1,638
	30	12	29	83	662	986	116	23	1,911
	05	1	25	44	381	612	103	0	1,166
%	10	1.7	6.5	12.5	55.5	21.0	2.7	0.0	100.0
	15	1.5	4.5	10.2	50.2	29.6	3.1	0.9	100.0
	20	0.8	2.7	5.6	40.9	45.0	4.3	0.8	100.0
	25	0.3	1.7	4.0	39.4	48.5	4.9	1.2	100.0
	30	0.6	1.5	4.3	34.6	51.6	6.1	1.2	100.0
	05	0.1	2.1	3.8	32.7	52.5	8.8	0.0	100.0

[たばこ対策の必要性]

	調査年度	必要である	特に必要でない	わからない	無回答	合計
数	10	1422	724	134	0	2,280
	15	1378	387	47	6	1,818
	20	1400	370	46	8	1,824
	25	1137	432	59	10	1,638
	30	1279	531	90	11	1,911
	05	899	267	0	0	1,166
%	10	62.4	31.8	5.9	0.0	100.0
	15	75.8	21.3	2.6	0.3	100.0
	20	76.8	20.3	2.5	0.4	100.0
	25	69.4	26.4	3.6	0.6	100.0
	30	66.9	27.8	4.7	0.6	100.0
	05	77.1	22.9	0.0	0.0	100.0

[たばこ対策の取り組み状況]

	調査年度	取り組んでいる	取り組んでいない	無回答	合計
数	10	1,363	916	1	2,280
	15	1,481	336	1	1,818
	20	1,689	135	0	1,824
	25	1,559	72	7	1,638
	30	1,790	117	4	1,911
	05	1,107	59	0	1,166
%	10	59.8	40.2	0.0	100.0
	15	81.5	18.5	0.1	100.0
	20	92.6	7.4	0.0	100.0
	25	95.2	4.4	0.4	100.0
	30	93.7	6.1	0.2	100.0
	05	94.9	5.1	0.0	100.0

※R05は「受動喫煙防止」の取り組み状況

[受動喫煙防止対策の具体的な方法] ※H10・H15は設問が異なるため、H20～とする

(複数回答)

	調査年度	敷地内禁煙	施設内禁煙	完全空間分煙	完全空間分煙ではない	喫煙時間限定	換気扇を設置	集煙装置設置	社用車(業務車両)を禁煙	その他	無回答	回答施設数
数	20	459	789	297	139	20	177	108	/	20	1	1,689
	25	591	674	169	153	28	108	59	/	31	9	1,559
	30	669	855	162	139	37	95	52	/	32	27	1,790
	05	612	434	88	/	23	/	/	275	9	25	1,107
%	20	27.2	46.7	17.6	8.2	1.2	10.5	6.4	/	1.2	0.1	/
	25	37.9	43.2	10.8	9.8	1.8	6.9	3.8	/	2.0	0.6	/
	30	37.4	47.8	9.1	7.8	2.1	5.3	2.9	/	1.8	1.5	/
	05	55.3	39.2	7.9	/	2.1	/	/	24.8	0.8	2.3	/

※%の分母は、受動喫煙防止(たばこ)対策に「取り組んでいる」と回答した施設数

※R05調査では、「完全空間分煙ではない」「換気扇を設置」「集煙装置設置」の選択肢をなくし、「社用車(業務車両)を禁煙」を新たに追加して実施

[喫煙者への禁煙支援の取り組み状況] ※H10・H15は設問がないため、H20～とする

(複数回答)

	調査年度	たばこの害の普及啓発	「加熱式たばこ」の健康への影響の普及啓発	禁煙達成の支援	禁煙補助薬の費用補助	禁煙達成者との仲間作り	専門家、関係機関からの支援	その他	特に取り組んでいない	無回答	回答施設数
数	20	612	/	124	49	84	68	47	965	14	1,689
	25	570	/	105	16	55	70	60	848	45	1,559
	30	526	/	149	29	49	53	89	1,036	39	1,790
	05	535	63	101	32	46	55	60	495	0	1,166
%	20	36.2	/	7.3	2.9	5.0	4.0	2.8	57.1	0.8	/
	25	36.6	/	6.7	1.0	3.5	4.5	3.8	54.4	2.9	/
	30	29.4	/	8.3	1.6	2.7	3.0	5.0	57.9	2.2	/
	05	45.9	5.4	8.7	2.7	3.9	4.7	5.1	42.5	0.0	/

\*%の分母は、問6で「取り組んでいる」と回答した施設数

[10mルールの認知度] ※H10・H15・H20は設問がないため、H25～とする

	調査年度	言葉も意味も知っていた	言葉は知っていた	言葉も意味も知らなかった	無回答	合計
数	25	414	332	854	38	1,638
	30	613	385	887	26	1,911
	05	421	225	520	0	1,166
%	25	25.3	20.3	52.1	2.3	100.0
	30	32.1	20.1	46.4	1.4	100.0
	05	36.1	19.3	44.6	0.0	100.0

[屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所] ※H10・H15・H20は設問がないため、H25～とする

	調査 年度	10m以 上離れ ている	10m以 上離れ ていない	設置し ていな い	無回答	合計
数	25	283	605	728	22	1,638
	30	385	702	797	27	1,911
	05	302	238	626	0	1,166
%	25	17.3	36.9	44.4	1.3	100.0
	30	20.1	36.7	41.7	1.4	100.0
	05	25.9	20.4	53.7	0.0	100.0

[禁煙・分煙レベルの掲示] ※H10・H15・H20は設問がないため、H25～とする

	調査 年度	している	してい ない	無回答	合計
数	25	666	954	18	1,638
	30	711	1,174	26	1,911
	05	473	693	0	1,166
%	25	40.7	58.2	1.1	100.0
	30	37.2	61.4	1.4	100.0
	05	40.6	59.4	0.0	100.0

## 6 その他の回答

問7 問6で、受動喫煙防止に「1）取り組んでいる」と回答した事業所（施設）におたずねします。貴事業所（施設）で、「受動喫煙防止」に取り組んだ動機をお答えください。

- ・院長が嫌煙家である。
- ・診療料等の施設基準の要件になっているため。
- ・学校教育施設及び診療所があるため。
- ・学校内は禁煙になっている。
- ・市の規則
- ・教育委員会より定められているから。

問8 問6で、受動喫煙防止に「2）取り組んでいない」と回答した事業所（施設）におたずねします。

（1）その理由（または取り組むうえで困難なこと）は何ですか。

- ・喫煙者がいない。(18)
- ・喫煙者が事務所内にいない。また、来客者も事務所内・敷地内で喫煙されないため。
- ・敷地内に喫煙場所を設置していない。教職員に喫煙者は皆無。学生の中には喫煙者がいると思われるため、ポスター掲示、口頭にて指導している。
- ・喫煙者は来館しても喫煙しない。来館者のほとんどが非喫煙者。
- ・過去に喫煙者はいたが、今はいない。
- ・来館者については、灰皿の撤去をすでに実施していること。
- ・喫煙者が少ないので特に対応していない。
- ・たばこを吸う人がいません。お客様には「喫煙場所はありません」とご案内していますので、特に受動喫煙防止に取り組んでいるわけではないです。
- ・喫煙者がほとんどいないため。
- ・特に困っていないため。
- ・たばこを吸う人がいないし、施設だから。
- ・必要性がない。

問9 問6で、受動喫煙防止に「1）取り組んでいる」と回答した事業所（施設）におたずねします。貴事業所（施設）の「受動喫煙防止」の具体的な方法についてお答えください。

- ・屋内禁煙とし、喫煙場所を建物の外に設置していない。(4)
- ・屋内禁煙ですが、喫煙室のある階は除く。
- ・屋外喫煙所も設置。
- ・灰皿撤去
- ・屋内禁煙とし、喫煙の場合は自家用車内としている。
- ・敷地内、建物内ともに禁煙。禁煙できる場所も設けていない。店舗周辺のコンビニ等でも喫煙しないよう指導している。

歓送迎会等でも会場内での喫煙は禁止している。

問10 貴事業所（施設）のたばこ対策で「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組み状況をお答えください。

- ・敷地内禁煙(9)
- ・禁煙外来を実施(2)
- ・分煙をしている。(2)
- ・禁煙治療費の助成(2)
- ・禁煙日を設定、月1回の周知活動、見回り(2)
- ・禁煙で喫煙者がいない。(2)
- ・新任社員並びに若手社員へ向けた喫煙防止教育
- ・ホームページやチェックイン時にわたす案内に、全館禁煙と喫煙場所を案内している。
- ・保健管理センターでの禁煙支援
- ・健康運動指導士によるタバコに害について社内研修
- ・二交代なので特に夜間の勤務中、吸いたくなったらガムや飴を勤務中でも摂取してもよいことにしている。但し、患者様や御家族様に対応する時は禁止。
- ・禁煙表示
- ・オンライン禁煙プログラムへの参加費用補助（無料）
- ・禁煙デーの設置・本社禁煙支援施策の周知
- ・従業員は職場内では禁煙実施
- ・健康診断後の健康相談申込の推奨
- ・全社的に敷地内、勤務時間内禁煙とする就業規則があるため、入社時の雇入れ教育で教育するため、あえて他の支援は行っていない。
- ・禁煙ポスター掲示(たばこの害までは記載していない)
- ・敷地内禁煙の看板設置
- ・医師や看護師からの指導
- ・会社自体が禁煙を奨励している。
- ・敷地内禁煙のため取り組んでいない。
- ・室内禁煙禁止、喫煙場所設置
- ・事業所独自ではないが、山口県市町村職員共済組合が実施する禁煙支援助成金（保険適用で実施されたニコチン依存症の治療にかかる自己負担額）の制度あり。
- ・禁煙が浸透しており、周知するまでもない。
- ・市共済会で、禁煙外来利用等助成金がある。
- ・職員へ研修を実施予定

問11 問10で、喫煙防止や喫煙者への禁煙支援に「8）取り組んでいない」と回答した事業所（施設）にお尋ねします。

（1）その理由（または取り組むうえで困難なこと）は何ですか。

- ・喫煙者がいないため。(55)
- ・施設内禁煙のため。(5)
- ・喫煙者がほとんどいないため。(4)
- ・特に必要性がない。(2)



- ・すでに禁煙・館内禁煙周知徹底済み。顧客ロビーも灰皿撤去済み。
- ・病院内ではタバコを吸わないという社会的なコンセンサスが得られているのでそこまでする必要はない。
- ・統轄する部署による支援策がない。
- ・分煙しているため、どうでも良い。
- ・屋外での喫煙意識が浸透しており問題とならない。
- ・現在のところ自然に守られていて問題に感じることはない。
- ・喫煙者が喫煙マナーを守っているため
- ・喫煙者は、喫煙の害をよく知っている。喫煙場所が敷地外の適切な場所である。
- ・敷地内禁煙が理解、認識されているため。
- ・従業員に喫煙者はおらず、施設利用者についても、喫煙場所を求められていないため。
- ・喫煙者がいないため、学校として敷地外禁煙としている以外の対策は講じていない。
- ・店内を禁煙にすることで、新たな対策等をする必要があるとは承知しなかった。
- ・5人中1人が喫煙者であり、長い喫煙により今さら感あり。
- ・喫煙しないことが前提。
- ・店内には灰皿等は置いていない。また、屋外にも喫煙施設は無いです。特に取り組む必要がありません。
- ・敷地内禁煙のため、職員個々の喫煙は把握できていない。
- ・喫煙者がマナーを守って、行動されているため、それ以上こちらが指導することはない。受動喫煙の資料などがあつたら、職員で回覧し情報の共有は行っている。
- ・大多数は小学生で、特に必要ないと考えるから。
- ・本人次第の心掛けとと思っているので。
- ・取組を推進する部署が他にあるため。（所管外業務であるため。）
- ・喫煙者自身が判断して実践しているため。
- ・敷地内禁煙としており、違反者もないことから、施設のたばこ対策としては、これ以上不要であると思われるため。
- ・今は取り組んでいないが、各自周知している。
- ・不明



### Ⅲ 調査票

# 「山口県たばこ対策推進実態調査」のお願い

【調査実施機関】 山口県

【委 託 先】 (公財) 山口県健康福祉財団  
山口県健康づくりセンター

山口県では、「健康やまぐち21計画（第2次）」の中で、たばこ対策を県民の健康に関する重要な課題の一つとして位置づけ、たばこ対策に積極的に取り組んできたところです。

この調査は、県内の事業所及び公共施設等におけるたばこ対策の浸透度・定着度等を把握するために、山口県から委託を受け、山口県健康づくりセンターが実施するものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解頂き、アンケートにご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

- 1 調査対象：山口県内の事業所及び公共施設等 約3,000施設（抽出）
- 2 調査内容：別添調査票のとおり
- 3 調査依頼：対象事業所（施設）へ郵送にて「調査のお願い」、「調査票」を送付
- 4 回答方法：**事業所（施設）は、Web上のアンケートフォームより、オンライン回答**

次のいずれかの方法で、アンケートフォームにアクセスし、回答してください。

<方法①> URLを入力 <https://pro.form-mailer.jp/fms/a0cabd03285821>

<方法②> 山口県健康づくりセンターホームページ「お知らせ」欄より

山口県健康づくりセンター

検索

<方法③> 二次元コードを読み取る



※インターネット環境がない場合は、問い合わせ先にご連絡ください。

**5 回答期限：令和5年7月7日（金）まで**

## 【本アンケートにおける用語の解説】

- ・たばこ：紙巻きたばこ、加熱式たばこなど
- ・たばこ対策：「受動喫煙防止」「喫煙防止」「禁煙支援」の3つの取組を指す。
- ・受動喫煙：他人のたばこの煙を吸わされること。
- ・喫煙習慣：この調査では、日常習慣的に喫煙することを言い、喫煙本数は問わない。

### 問い合わせ先

(公財) 山口県健康福祉財団 山口県健康づくりセンター（健康企画・研修班）  
〒753-0814 山口市吉敷下東三丁目1番1号  
TEL：083-934-2200（平日／8:30～17:00） FAX：083-934-2209



## 山口県たばこ対策推進実態調査票

問1 貴事業所(施設)の種別について、あてはまるものをお答えください。

- 
- 1) 保健医療福祉施設 (病院、診療所、歯科診療所、保健センター等)
  - 2) 官公庁 (国・県の機関、市町役場、警察署等)
  - 3) 教育機関 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、各種学校等)
  - 4) 公民館・図書館等 (公民館、図書館、美術館、博物館、屋内体育館等)
  - 5) 金融機関 (銀行、郵便局、証券会社、金融業等)
  - 6) 交通機関 (JR、バス、タクシー、船舶、航空等)
  - 7) 店舗・娯楽施設 (宿泊施設、飲食店、娯楽施設、小売店)
  - 8) 上記以外の事業所 (製造、卸売、建築、運輸、通信、保険、サービス、不動産、農協等)

問2 貴事業所(施設)の従業員数について、あてはまるものをお答えください。

- 
- 1) 10人未満
  - 2) 10人～49人
  - 3) 50人～99人
  - 4) 100人～299人
  - 5) 300人～999人
  - 6) 1,000人以上

問3 貴事業所(施設)の従業員の男女比について、あてはまるものをお答えください。

- 
- 1) ほぼ全員男性
  - 2) 6割以上が男性
  - 3) ほぼ半々
  - 4) 6割以上が女性
  - 5) ほぼ全員女性

問4 (1) 貴事業所(施設)の従業員のうち、喫煙習慣のある方はどれくらいですか。

- 
- 1) ほぼ全員
  - 2) 6割以上
  - 3) ほぼ半分
  - 4) 4割以下
  - 5) ほとんどない
  - 6) 不明

(2) 喫煙習慣のある従業員のうち、「加熱式たばこ※」を使用している方はどれくらいですか。

- 
- 1) ほぼ全員
  - 2) 6割以上
  - 3) ほぼ半分
  - 4) 4割以下
  - 5) ほとんどない
  - 6) 不明

※「加熱式たばこ」とは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品に火をつけずに、電気ヒーターで加熱などして吸う、新しいタイプのたばこです。たばこ葉の入った専用のスティック等を専用の装置にセットして使用します。  
例：アイコス、グロー、プルーム

問5 貴事業所(施設)のたばこ対策\*の必要性について、施設としてのお考えをお聞かせください。

- (1) 必要である  
 (2) 特に必要ではない

※たばこ対策は、「受動喫煙防止」、「喫煙防止」、  
「禁煙支援」の3つの取り組みを指します。

問6 貴事業所(施設)の「受動喫煙防止」の取り組み状況はいかがですか。

- (1) 取り組んでいる【←問9 1)～6)のどれか一つでも該当する場合】 **→問7へ進む**  
 (2) 取り組んでいない **→問8へ進む**

問7 問6で、受動喫煙防止に「1) 取り組んでいる」と回答した事業所(施設)におたずねします。  
貴事業所(施設)で、「受動喫煙防止」に取り組んだ動機をお答えください。(複数回答可)

- (1) 法令等(健康増進法やガイドライン)の規制による  
(2) 事業所・法人等の方針による  
(3) 利用者の健康を考えて  
(4) 従業員の健康を考えて  
(5) テナント入居している施設の方針  
(6) 従業員や利用者の声  
(7) その他 ( )

**→問9へ進む**

問8 問6で、受動喫煙防止に「2) 取り組んでいない」と回答した事業所(施設)におたずねします。  
(1) その理由(または取り組むうえで困難なこと)は何ですか。(複数回答可)

- (1) 喫煙場所を設置するためのスペースがない  
(2) 喫煙場所の改善・改修に費用がかかる  
(3) 利用者・従業員に喫煙者が多い  
(4) 代表者・責任者、従業員の協力が得られない  
(5) テナント入居しているので、貸主との調整が困難  
(6) 受動喫煙防止対策の具体的な方法や相談先がわからない  
(7) その他 ( )

(2) 今後、「受動喫煙防止」に取り組む予定はありますか。

- (1) 1年以内に取り組む予定がある  
(2) 取り組む予定はあるが、時期は未定  
(3) ない

**→問10へ進む**

問9 問6で、受動喫煙防止に「1) 取り組んでいる」と回答した事業所(施設)におたずねします。  
貴事業所(施設)の「受動喫煙防止」の具体的な方法についてお答えください。(複数回答可)

- (1) 敷地内を禁煙としている  
(2) 屋内禁煙とし、喫煙場所を建物の外に設置している  
(3) 施設内で喫煙場所を設置し、完全空間分煙\*としている  
(4) 喫煙時間を限定している  
(5) 社用車(業務車両)を禁煙にしている  
(6) その他 ( )

※完全空間分煙：喫煙場所を壁や間仕切り等で完全に区分、または喫煙室を設け、換気扇等を設置して、たばこの煙が屋外に排気できること

問10 貴事業所（施設）のたばこ対策で「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」の取り組み状況をお答えください。（複数回答可）

- ( )
- 1) たばこの害の正しい知識の普及啓発  
(ポスター掲示、ちらし配布、事業所広報紙に掲載、講習会など)
  - 2) 「加熱式たばこ」の健康への影響の普及啓発
  - 3) 喫煙者が禁煙を達成するための支援（禁煙外来の紹介、禁煙マラソンの実施など）
  - 4) ニコチンパッチ等の禁煙補助薬の費用補助
  - 5) 禁煙の先輩からのアドバイスを受けることができる仲間づくり
  - 6) 専門家、関係機関からの支援
  - 7) その他（ )
  - 8) 取り組んでいない **→問11へ進む**
- 問12へ進む**

問11 問10で、喫煙防止や喫煙者への禁煙支援に「8）取り組んでいない」と回答した事業所（施設）におたずねします。

(1) その理由（または取り組むうえで困難なこと）は何ですか。（複数回答可）

- ( )
- 1) 従業員に禁煙を強制できない
  - 2) どのような対策・取り組みをすれば良いのかわからない
  - 3) 教材や指導者の確保が難しい
  - 4) 従業員のたばこの害についての知識が薄い
  - 5) 従業員から支援の要望がない
  - 6) 対策を行うための設備投資が必要
  - 7) その他（ )

(2) 今後、「喫煙防止」や「喫煙者への禁煙支援」に取り組む予定はありますか。

- ( )
- 1) 1年以内に取り組む予定がある
  - 2) 取り組む予定はあるが、時期は未定
  - 3) ない

問12 山口県たばこ対策ガイドライン(第3次)では、受動喫煙防止対策の取組として、屋外に喫煙場所を設置する際、「10mルール※」を設定しています。「10mルール」について、知っていましたか。

- ( )
- 1) 「10mルール」の言葉も意味も知っていた
  - 2) 言葉は知っていた
  - 3) 言葉も意味も知らなかった

※10mルール：たばこの煙による害は、喫煙場所から離れた空間まで影響を及ぼすことから、屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路・出入口・子供のいる空間から概ね10m以上離すことが必要です。

問13 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所についておたずねします。

- ( )
- 1) 設置していて、喫煙場所は出入口等から10m以上離れている
  - 2) 設置しているが、喫煙場所は出入口等から10m以上離れていない
  - 3) 設置していない

問14 禁煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所（施設の入口等）に掲示していますか。

- ( )
- 1) 掲示している
  - 2) 掲示していない

(例)



問15 健康増進法の改正に伴い、受動喫煙防止対策が強化され、2020年4月1日に全面施行されました。あなたは、健康増進法の改正内容について、どのようなことを知っていますか。(複数回答可)

- 1) 学校、病院・診療所、児童福祉施設、行政機関などは、「敷地内禁煙」である
- 2) 事務所、工場、店舗、飲食店など、人が複数集まる場所は、原則「屋内禁煙」である
- 3) 法律施行時点の既存飲食店のうち、中小企業や個人が運営する店舗であって、面積が100㎡以下の小規模飲食店は、経過措置期間中は、標識の掲示により喫煙が可能である。
- 4) 20歳未満の者は、喫煙室等たばこが吸える場所に立ち入ることができない
- 5) 屋外や家庭などで喫煙する場合、周囲の状況に配慮しなければならない  
(例：周囲に人がいない場所で喫煙する、子供や患者の近くでは喫煙しない等)
- 6) 施設内に喫煙室がある場合、施設や喫煙室の入口に標識を掲示しなければならない
- 7) 違反者には、罰則(過料)が課せられることがある
- 8) その他 ( )
- 9) 知らなかった(この調査で初めて知った)

問16 あなたは、「受動喫煙」によって、次の病気にかかりやすくなることを知っていますか。(複数回答可)

- 1) がん
- 2) 喘息
- 3) 虚血性心疾患
- 4) 脳血管疾患(脳卒中)
- 5) 乳幼児突然死症候群(SIDS)
- 6) 歯周病
- 7) COPD(慢性閉塞性肺疾患)
- 8) 知らなかった(この調査で初めて知った)

問17 あなたは、「加熱式たばこ」は、健康への影響があると思いますか。

- (1) 加熱式たばこには、有害物質は含まれておらず、喫煙者本人の健康への影響は、ほぼ無い
- 1) そう思う
  - 2) そうは思わない
- (2) 加熱式たばこは、周囲の人の健康への影響(受動喫煙リスク)は、ほぼ無い
- 1) そう思う
  - 2) そうは思わない

**\* 以上で質問は終了です。ご協力ありがとうございました。\***

たばこ対策に関する情報は、以下から確認できます。

○ 山口県『健康やまぐちサポートステーション』  
<https://kenko.pref.yamaguchi.lg.jp/jumyou/kitsuen/index.html>



○ 厚生労働省『なくそう! 望まない受動喫煙』  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>







「山口県たばこ対策推進実態調査」報告書

令和6年(2024年)1月

発行：山口県健康福祉部健康増進課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL(083)933-2950 FAX(083)933-2969

<https://kenko.pref.yamaguchi.lg.jp/> (健康やまぐちサポートステーション)